

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

六

月二十五日に実施された総選挙では、都市部において自民党が大幅に後退するとともに、これに入れ替わるかのような民主党の躍進が大きく目立った。大臣経験者を含む自民党現職議員が次々に落選する一方で、民主党の若手新議員が数多く誕生。

森首相の「無党派層は、寝ていてくれれば…」という発言も投票に相当な影響を与えたのである。が、なによりも現在の自民党政権の公共事業予算の大盤振る舞い、そのための巨額の公債発行、といったこの国の未来を考えていない旧態依然たる政治手法に対して、都市市民はわが国の行く末に、大きな危機感を抱いたに違いない。

また、選挙民の『叛乱』に刺激されたのか、自民党の若手議員も、執行部批判も辞さない新たな行動を起こしている。

そして、二〇〇二年八月から施行が予定されている改正住民基本台帳法について

も、都市市民の叛乱が起きたのである。

国民に十一桁の住民票コード(個人番号)をつけ、国民管理の効率化をはかろうとする同法案に対して、東京都杉並区の山田宏区長が、区議会において「個人情報保護上の危惧はぬぐえず、極めて慎重に対処すべきものと考えている」などと述べ、同法に基づく事務に、区として参加しない可

都市市民の叛乱ネットワークを広げよう

杉並区長

「総背番号」に慎重姿勢

杉並区長の決断を指示し、さらに拡大し、全国の自治体に広げていく必要がある。自治省に、住民のプライバシーよりも行政の効率化を優先させた政策を、見直させなければいけない。杉並区長の決断を、孤立させたい。自治省の『国民総監視政策』に大きな痛手を与えるべく、地方分権と市民のプライバシー保護を旗印に、PIJは各自治体に『叛乱』を呼びかけていく。

PIJ 副代表 辻村祥造

能性があることを明らかにした。さらに「行政の電子化は進めていく必要がある。」としながら、「個人情報を一元的に整理、整とんする可能性が出ているという点で、個人情報保護上、大きな危惧を抱かざるを得ない。かかる費用も膨大で、費用対効果の面でも問題点が多い」などと

で、導入に慎重な姿勢を示したことが、報道されている。(読売新聞 二〇〇二年六月十五日都民版)

もし、杉並区長の決断が実行されれば、自治省がすべての地方自治体を網羅しようとしていた住民基本台帳ネットワークに、穴があくことになる。また、他の自治体がこの杉並区の動きに同調するならば、この穴はその数を増やす可能性もあるのである。

主な記事

- ・ 先進諸国でのプライバシー保護制度整備の動向
- ・ 電脳空間でのプライバシー保護の課題
- ・ 納税者番号導入問題の論点整理
- ・ 河村議員違法な納番制論議を叱る
- ・ 全員確定申告時代と税務援助制度の課題

山田宏杉並区長による住民基本台帳ネットワークシステム批判（次ページの記事参照）は、私たちにあってはたいへん重要な発言であった。しかし、世間一般ではほとんど何の反応もないまま、今日まで推移している。山田区長は、さらに朝日新聞「論壇」（東京本社版00・7・15）に「個人情報守れぬ住民台帳ネット」と題する文章を投稿。内容は、私たちの主張とほぼ同様であり、原則的なネット批判としては共感できるものだ。山田区長の発言に対する反応および山田区長の行動を支援する方策について考えてみた。

そんな法律だとは知らなかった

山田区長の発言に対し、世間一般の市民、さらに、政党、労組、自治体議員、市民団体からも、いまのところ、何の反応も聞かれない。

問題の本質が理解されていないことにも一因はあるが、私が気になっているのは、政党その他からの次のような発言だ。「すでに法律が通っているのだから、いまさら反対してもどうなるわけでもない」「どうせ自治省につぶされてしまう」「所詮山田区長のパフォーマンスじゃないか」などなど。杉並区に続いて呼応した行動をとる他の自治体も、いま

のところない。

山田区長支援の輪を広げよう

山田区長への連帯やエールの第一は、他の自治体でも「ネットに異議あり」の声をあげる（首長にあげさせる）ことだが、実際はひとり杉並のみという孤立状態である。

次に、連帯の方法について。ま

山田区長の発言への反応と今後の対応を考える

反応と

PIJ運営委員 白石 孝

ず、他の自治体でも同様の意思表示をすることである。次に、当該自治体の住民に、わが市（区町村）はなぜこのような対応をとろうとしているのか、その内容をわかりやすく説明し、理解と協力を得ることだ。山田区長の姿勢は明快だが、実務的な検討はまだまだのようだ。そこで、実務レベルでの具体的対応を考えてみる。

自治体は

住民票コードの付番を拒否できるか

住民票コードの付番は各自治体の事務である。これを拒否できるのか？

改正住民基本台帳法では第七条「住民票の記載事項」に「住民票コード」が付け加えられており、第三十条の二で「市町村長は当該住民票に住民票コードを記載する」とされている。これを拒否すれば明確な法違反である。ただ、市町村長が拒否

したとき、国や都道府県がどのように出てくるのか、楽しみとも言える。また、記載そのものを拒否しなくても、それ以外の方法で「異議あり」を具体化することはできないか、私たちPIJは、それを

現在検討しているところだ。

そのほかの事務への『協力拒否』

まず「本人確認情報の提供拒否」である。改正法で規定されている提供先と提供可能業務に対する提供『拒否』、さらに市町村条例で定める提供先などへの提供『拒否』も検討する必要がある。

住民票の広域交付および転出・転入手続きの特例についてはどうか。

法第十二条の二で「住民基本台帳

に記録されている者は、市町村長に対し、請求することができる」とされており、住民から請求された場合、住民票の交付そのものを拒否することは法律上できない。しかし、杉並区民以外の住民が杉並区内で請求した場合（広域交付）に拒否できるのか、といったことは検討対象になる。

いずれにせよ、これらの、『拒否』行動は、他の市区町村の連帯、そして住民の理解が得られないばあいは孤立することになる。

住民基本台帳カードは？

カードの交付そのものは拒めないとしても、法定事項以外の記録項目は自治体条例によるのだから、これについては十分検討することができ。その『拒否』の方法の詳細については、今後検討していく。

かんじんなことは「技術論」ではなく、議会や住民にどの程度理解されるのか、理解を得るための働きかけや首長を応援する運動がどの程度広がり、深まるのかがポイントのよう思う。

ぜひ、憲法・自治法・行政法学者、弁護士、行政関係者、議員の皆さんの協力を訴えたい。

山田区長の発言への反応と今後の対応を考える

杉並区長

「総背番号」に慎重姿勢

山田区長の発言への反応と今後の対応を考える

区議会『費用対効果にも疑問』

昨年八月に公布された住民基本台帳法について、東京・杉並区の山田宏区長は十四日の区議会本会議で、施行について慎重な考えを示した。

同区長は、一般質問で同法について見解を問われ、「生まれたばかりの赤ちゃんにも背番号を付けるような制度であり、個人情報保護の観点からも本当に（プライバシーを）守れるのだろうか」と疑問を投げ掛けるとともに、「手続きが煩瑣で、費用対効果の面からも問題があり、今後、慎重に対処したい」などと述べた。自治省振興課によると、同問題で自治体の首長が同法の実施に慎重な姿勢を示したのは初めて。

〔東京新聞二〇〇〇・六・十四夕刊〕

改正住民基本台帳法をめくり、区議会本会議で慎重な姿勢を示した杉並区山田宏区長は十四日、同区役所で記者会見をして「国民の自由の侵害につながる恐れがある」として、同法に基づく地方自治体の「住民基本台帳ネットワーク」に同区が参加しない可能性もあることを表明した。

同ネットワークは、国民全員に一けたの背番号をつけ、氏名と生年月日、性別、住所の四情報を市区町村のコンピュータで管理する。このコンピュータを専用回線で連結することで、住民が居住する自治体外でも住民票などを取得することができるようになり、二〇〇二年八月まで

に施行する予定だ。

山田区長は「情報化社会では免許や納税など個人に番号が必要となることもあるが、それを一元的にまとめて管理されるようになれば、個人の自由など失うものが大きい」と指摘。

同法で定めた四情報以外の情報も管理されたり、情報がほかの目的に転用されたりする危険性などに加え、情報漏れによるプライバシーの侵害や、初期投資に全体で約四百億円という費用と効果の面などに疑問を提示した。

山田区長は「特別区の区長会も法成立前の昨年二月、自治相に慎重な対応を求める要望書を提出した」として、区としての対応を決める方針だ。

〔東京新聞二〇〇〇・六・十五朝刊〕

住民基本台帳ネットワーク

不参加の可能性示唆

杉並区長『自由侵害の恐れ』

先進諸国でのプライバシー

保護制度整備の動向

——日本、カナダおよびオーストラリアにおける法整備状況の検討

PIJプライバシー保護制度検討委員会

前

ページの記事で報告したように東京都杉並区長は、自治省が進めている、全自治体をつなぐ住民基本台帳ネットワークおよび、そこでやりとりされる個人情報『流通』について、参加拒否を含む「消極的な姿勢」を表明した。その理由の第一は、『プライバシーの侵害』に対する強い危惧であった。

そこでPIJプライバシー保護制度検討委員会は、日本、カナダおよびオーストラリアにおけるプライバシー保護整備の動向について検討し、その現状を報告することとした。

まず、日本における状況を、政府の個人情報保護法制化専門委員会の動向を中心に報告する。

《日本における
プライバシー保護
制度整備の動向》

個人情報保護基本法制に関する
大綱案（中間整理）に対する検討

政府の個人情報保護法制化専門委員会（以下、「委員会」）は、来年（二〇〇一年）の通常国会で成立を目指す「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」をまとめた。
ことの発端は、住民基本台帳改正法案の審議過程において、住民基本台帳のネットワークの実施に当り、

個人情報保護に関する法整備が急務であるとの付帯決議がなされたことによる。

しかし、「中間整理」では、住民基本台帳法改正を踏まえた検討をまったく行っていない。

すなわち、「EU個人情報保護指令」に対する国際的対応を第一義とし、「OECD八原則」を基本スタンスに検討を行ったように見せているが、内容はOECD八原則とは基本的に異なるものであり、大いに問題がある。

とりあえず、政府が考えるプライバシー保護システム作成の方向性が見えてきたので、以下、基本的な考え方について検討する。

「中間整理」の基本的な考え方

1 個人情報の保護原則

「中間整理」は、自己情報の開示・訂正等も含め、個人情報保護の原則は、常に個人情報の利用、流通の社会的、経済的有用性に配慮して、有用性のバランスにおいて取扱うことを基本としている。

確定すべき基本原則として五つ示しているが、利用目的による制限、正確な内容の確保、適正な方法による取得、漏えいなどに対する安全保護措置の実施、透明性の確保と、いずれも、その内容は、OECD八原則のように、それぞれの原則を個人の権利として認める方向とは程遠いものである。

2 個人情報保護システム

まず公的部門と民間部門を広く包括する基本原則を示し、基本原則の遵守に向けた「自主規制に期待」、厳格な法制を定めない。そこで、民間部門については、基本原則に沿って自主的に必要な措置について具体的な遵守項目を規定した。公的部門は、現行の「個人情報保護法」の見直しで十分としている。

また信用情報分野、医療情報分野、電気通信分野などの「特に厳重な保護を要する分野」については個別法を制定する、としていることとされる。

先進諸国でのプライバシー保護制度整備の動向

先進諸国でのプライバシー保護制度整備の動向

3 違法行為に対する罰則規定
違法行為に対する罰則規定や損害補償については、民間の多様な分野における自由な経済活動の阻害要因になることなど、他の保護されるべき権利利益が損なわれるおそれがあることに考慮する必要があるとの理由で、制度として要求していない。

4 苦情等の処理
個人情報に関する苦情処理は、公的部門では各行政機関の窓口で取扱う。民間部門は、事業者が団体を自主的に苦情処理を受け付ける窓口を設け対応する。民間で問題が解決しないものについては、最終的に行政が引き受け責任を持つとしている。

中間整理に対する検討
1 「個人情報」は個人の財産であり、本人が管理すべきものである。社会的、経済的有用性とのバランスで保護の対象とすべきかどうか考

えるべきものではない。
「中間整理」では、個人情報に関し、本人から開示、訂正等を求められた場合は、個人の権利利益確保の観点から開示・訂正等の必要性を考

えるのではなく、事業者の業務の支障の程度を考慮して、対象となる事業者および開示する個人情報の範囲等を限定して一定の場合に限り開示

を認めるよう、引き続き検討するとしている。一方、不開示の場合等については、不開示の理由の必要性について引き続き検討するとしている。

いずれにせよ、個人の人格権である「自己情報をコントロールする権利」を尊重する観点が全くなく、これを権利として認めていない。

個人に対し「自己情報のコントロールする権利」を認めるのは、先進諸国の常識となっており、まったく理解されていない。

2 住民基本台帳の全国ネットワーク化など、政府による個人情報の不当な独占と、それを利用した国民監視政策に対し、「自己情報のコントロール権」を武器に、政府に自分の個人情報を開示させ、誤りを訂正させ、さらに違法行為に対する罰則規定や損害補償の制度を確立することは、プライバシー保護の絶対的要件である。

そしてプライバシー保護法制を実効有るものとするためにも、苦情処理は、行政と独立した専門の第三者機関が取り扱う必要がある。行政の窓口で取扱う程度では、その効果は期待できない。さらに、公的部門によるデータ照合規制についても、その目的・利用範囲さらに照合後のデータ処分まで含めた包括的規制を確

立すべきである。現行の「個人情報保護法」の見直しのみでは十分な対応ができないのは明らかである。

しかし、「中間整理」は、公的部門については基本的に大きな問題はないと認識しており、むしろ自由な経済活動の阻害にならない範囲で、民間部門、事業者が個人情報の保護をいかに行っていくかを重点課題としている。

そして民間部門に対しては、自主規制の手法として、行政機関がガイドラインや規格を制定して各分野における個人情報の利用形態に応じて事業者や団体を指導していくことを予定している。

つまり、民間部門における国民の個人情報の保護は厳格な法制度によらず、行政指導によって、民間の自主規制に期待するのみという、きわめておそまつな政策である。

おわりに

以上のように、日本における個人情報の保護政策は、公的部門は現行の個人情報保護法をそのまま使うことで足りると考え、民間部門は、社会的、経済的有用性とのバランスという曖昧な基準のまま、すべて民間の事業者・団体の手に委ね、法的な裏付けが何もないままということに

なりかねない。

金融破綻問題と同じく、いまの役人（とそのお先棒を担ぐ「有識者」と称される人たち）には、国民の重要な権利に関する政策立案能力はもろろん、国際的感覚も、いっさいないということが証明された。

これでは、独立した人格を持つ国民、そのプライバシーを不当な侵害から守る、そのために厳格な法制度をつくる、という諸外国の動向からは五十年も遅れてしまつた。

二十一世紀は、国民は自己情報の広範な流通に、なすすべもなく、権利と個人の尊厳を侵害され放題という、おそろしい社会になってしまつた。さらに、日本は、国際的な基準を満たさない「個人情報保護不適格国」となり、世界的な情報交流から取り残されてしまつた。

最

近のオーストラリアでの法制整備の動きをまとめると次のとおりである。

現行の連邦プライバシー法は、公的部門にのみ適用される。

EU（欧州共同体）のデータ保護指令（二十九条）は、適正水準のデータ保護制度を有していない第三国に対し、EUからの個人データの移転を禁じている。

このEUの基準に適合すべく、オーストラリア政府（ハワード自由党・国民党連立政権）は、連邦プライバシー法の整備に取り組んできている。

ただ、EUのいう「適正（adequate）」水準の保護法制とは、具体的に、どの程度のものを作すのか、はっきりしない。

データ保護に関する公共政策の選択は、大きく次の二つに分かれる。

EU方式 官民双方にわたり厳格な法規制により保護する

アメリカ方式 官については法規制で保護。民については、分野別に、「法規制」、「自主規制（ガイドライン）」、「レーティング（マ

イクの付与）」などを組み合わせさせて保護。

オーストラリア政府は、この双方を折衷した方式の採用をねらっている。

つまり、官民双方に共通するプライバシー保護スタンダードを基本法で定める。その上で、民については、できるだけ分野別の自主規制などで対応する。

《オーストラリアでの連邦プライバシー法制整備の動き》

一方、オーストラリアのプライバシー保護団体は、このプライバシー法に関する政府の「選択」は、EUのいう基準に適合しないとして、反発している。

この選択が現実のものになるとすれば、オーストラリアは先進諸国のなかで最も脆弱なプライバシー保護制度を持つ国の一つとなってしまう、と批判している。

カ

ナダでの法制整備の動きをまとめると次のとおりである。

現行の連邦プライバシー法は、公的部門にのみ適用がある。

EUのデータ保護指令（二十九条）は、EU域外からの個人データの移転は、EUと同水準のデータ保護制度のある国に限って認めることとしている。

《カナダでの連邦プライバシー法制整備の動き》

このEUのデータ保護基準に適合すべく、カナダ政府は連邦プライバシー法の改正に取り組んできている。官民双方にわたり適用あるプライバシー法制の整備を目指している。

法改正を巡る動きは次のとおりである。

当初、一九九九年実施を目的に、連邦議会で、改正法の検討が行われていた。しかし、プライバシー保護団体と民間事業者団体との間で調整に手間取り法案の作成が大幅に遅れていた。

とりわけ、電子商取引（Eコマース）に使われる個人情報の取扱いを

めぐり、合意が得られなかった。

民間事業者団体は、Eコマースの発展を考えれば、消費者の個人情報の利用に厳しい制限をつけることは問題であるとした。したがって、本人の拒否がない限り、個人情報の外部提供は許されるものとすべきである、と主張した。一方、プライバシー保護団体は、この主張に真っ向から反対した。

二〇〇一年一月一日実施を目的に、EU方式をモデルにつくられた改正法（Bill C-6）は、去る四月に連邦議会下院を通過した。この改正法では、電子商取引業者や電子通販業者などは、自らが収集した顧客の個人情報については、本人の明確な同意なしには第三者に提供してはならない、と厳しい法的規制を課している。

これにより、Eコマースを行っている事業者などは、連邦プライバシー法および連邦産業関係委員会（Canadian Industrial Relations Board）が策定するガイドラインに従って、消費者の個人情報を厳しく管理・保護するように求められることになる。

先進諸国でのプライバシー保護制度整備の動向

《対談 「クッキー」とは何か》

サイバースペースで見透かされるあなたのプライバシー
アメリカで大問題になっている「クッキー (Cookies)」とは何か

電 脳 空 間 で の プ ラ イ バ シ ー 保 護 の 課 題

石村耕治 (PIJ代表)

辻村祥造 (PIJ副代表)

インターネット大好きのあなたは、毎日、インターネット空間でサーフィンを楽しんでいることでしょうか。

しかし、ネットサーフしている間に、あなたが、どんなホームページを覗いたか、あるいはどんな情報(コンテンツ)に興味をもっているかが、クリックする度に誰かに記録されているとしたら、どうでしょうか。

例えば、有名な電脳書店「アマゾン (Amazon)」のホームページにアクセスしたとします。あなたは、『以前にこのホームページにアクセスしたことがあるか』、『いつアクセスしたのか』、さらには『どんな本を探していたのか』など、知らない間に相手方のコンピュータに記録

されています。この記録をするためのインターネット上の技術を「クッキー (Cookies)」といいます。

この技術が、いまアメリカでは大問題になっています。なぜならば、インターネット利用者が「匿名」でネットサーフできることを保障するというのが電脳空間(サイバースペース)でのプライバシー保護の大原則であり、「クッキー」は、これに反するからです。アクセスした本人の同意もないのに、知らないうちに、その人の趣味や買い物情報等を集約・ストックするのに使われている「クッキー」技術を野放しにしておいていいのか、というわけです。二〇〇〇年二月十日に、アメリカの主要なプライバシー保護団体は共

同で、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) に対し、「クッキー」技術を使った個人情報の収集は、「悪意ある不正な取引慣行」に当たるとして、その使用を差し止める訴えを起こしました。「クッキー」技術を使いインターネット利用者のオンライン活動を不法に追跡し、かつ本人の同意もないのに、詳細な個人情報や全国規模のマーケティングデータベースに蓄積しているというのが理由です。

最大手のインターネット広告会社のダブルクリック社 (DoubleClick Inc.) およびその取引先を調査し、不法に収集されたすべての記録を破壊し、罰金の支払い及び違法行為の差止めを求めました。

そこで、今回は、PIJのスタッフ、石村代表と辻村副代表に、「クッキー」とは何か、そしてこの技術から消費者・市民のプライバシーをどう守るのか、法規制の可能性なども含め、対談をお願いしました。

アメリカでの動向を踏まえ、「クッキー」を素材として、サイバースペース(電脳空間)でのプライバシー保護の課題について点検していただきます。

クッキーとはどんな技術か

「辻村」インターネットは、もはやなくてはならない社会的な情報インフラといえます。このところ、IT(情報技術)革命がすべてを制するかのように騒がれ、続々と新技術が誕生してくるのに、インターネット上でどういったプライバシー侵害が起きるのか、それをどう防ぐのかといったことは、あまり真剣に検討されていません。

わが国の政府は、いま包括的な個人情報保護法を検討中であることは周知のところですが。しかし、サイバースペース(電脳空間)でのプライバシー保護については、ほとんど検討対象にもなっていないようです。

「石村」そうですね。「現実空間 (real space)」での課題の検討に終

始していますね。インターネット上のプライバシー保護の課題は、いかに利用者が「匿名」を原則にネットサーフできるようにセーフガードを作るかにあります。

サイバースペース（電脳空間）でのプライバシー保護のルールがいまだ確立されていない現在、自分の個人情報、他人に盗られないように自己責任のルールに基づいて注意とです。しかし、「クッキー」というテクノロジによって、自分が知らない間に個人情報を提供してしまうことになるというのでは、自己責任の問題だけでは済まされないのではないかと思えます。

「辻村」一体「クッキー」とは、どういった技術なのでしょうが。

「石村」クッキーは、本来、ネットスケープ社が開発したソフトです。現在は、マイクロソフト社のブラウザ（閲覧ソフト、ホームページを拾い読みするソフト）にも組み込まれています。ですから、私たちは、WWWネットの中で、様々なホームページをブラウズ（Browse、パラパラと拾い読み）していると、知らないうちに自分の個人情報を提供してしまうことになるわけです。「辻村」クッキーの機能はどう

いうものなのでしょうが。

「石村」簡単にいうと、ブラウザを使ってどこかのホームページにアクセスすると、双方のコンピュータの間ではHTTP（Hypertext Transfer Protocol）と呼ばれるデータ通信規約（プロトコール）に基づいてデータのやり取りをしているわけです。

「クッキー」は、大きく二つのタイプに分けられます。第一のタイプは、利用者がホームページを開いている間だけ作動し、閉じた瞬間に破棄される種類のものです。もう一つのタイプは、「永続的クッキー（persistent cookies）」と呼ばれるものです。このタイプのもは、期限を設定でき、利用者（ユーザー）のハードディスクに入り込んだクッキーは、その日まで続きます。

「辻村」問題になっているのは、後者のタイプの「クッキー」ですね。

「石村」そのとおりです。例えば、ネットスケープ社のブラウザの場合には、「設定」の画面を開くと、「すべてのクッキーを受けつける」「クッキーを受けつける前に画面に警告する」「クッキーを無効にする」といった表示がされます。ただ、一般に、パソコンの出荷のときには「受けつける」にセットされています。したがって、設定を変えな

い限り、相手方「送り手」のコンピュータから「クッキー」が送り込まれてくることとなります。

送り手は、「クッキー」の機能が働く期間を自由に設定できます。一般には無期限に設定されています。ユーザーであるあなたが、かなりたつてから相手方のホームページにアクセスしても、あなたの情報を記録しています。あなたがアクセスした途端にあなた本人であることを認識することができるわけです。

「クッキー」は、元来、誰がホームページにアクセスしたのかを確認するなど、ホームページの管理機能であつたわけです。しかし、それが商用に転用されたことから、問題になってきているわけです。

「辻村」クッキーとは、ホームページを管理するサーバー（コンピュータ）から、利用者のブラウザに送られる小さな文書ファイルということでしたね。「ウイルス」とは違つたわけですね。

「石村」クッキーは利用者のコンピュータ（PC）の中で、暴れまわるとか、そういったことはありません。ですから、データを破壊する「ウイルス」とは違います。しかし、先に触れたように、「永続的クッキー」は、くせものなわけです。

これをうまく使えば、民間機関のみならず、政府機関なども、一般市民のPCのハードディスクに内蔵された情報を読み取ることも可能なわけです。

「辻村」プライバシー保護の観点からは大きな問題といえそうですね。

ネットに仕掛けられたかすみ網

「辻村」クッキーについて、もう少し具体的に説明してください。

「石村」分かりました。例えば、辻村副代表が、ダブルクリック社が製作したアマゾンのホームページを見たとき、その際に、アマゾンのホームページ側が用意したプログラムによって、知らない間に、副代表のパソコンの中に「クッキー」情報が送り込まれ、「persistent」といったようなID番号の付いた小さな文書ファイルが作られます。

次に、副代表が、ダブルクリック社が製作に係わった広告やホームページにアクセスすると、知らない間に、「クッキー」を食べてしまった副代表のパソコンからID番号が読み出され、persistentのパソコンの持ち主が、どういった広告に感心を持っているのが相手方のコンピュータに登録されます。

さらに、ある日、副代表が、ダブ

電腦空間でのプライバシー保護の課題

ルクリック社が製作に係わったA社のホームページのアンケートなどに答えたとします。そうしますと、PIJ2345がどのような考えの持ち主なのかも記録されます。多分、この段階では、副代表の氏名や住所、電話番号などはまだ『匿名』状態にあるといえます。

ネットショッピングであなたの
実名データはクッキーと結びつく

しかし、後日、ダブルクリック社が製作に係わったB社のホームページでサイバー・ショッピングをしたとします。その際に、副代表は、辻村祥造の氏名に加え、住所・電話番号・クレジットカード番号などを相手方に知らせることになります。これにより、PIJ2345は、匿名状態から、本人確認ができる状態になるわけです。

「辻村」そうですね。それから、どうなるのですか。

「石村」これで、ダブルクリック社は、PIJ2345をキーコードに、辻村副代表と本人識別した上で、幅広い個人情報データベースに記録することができるようになるわけです。ダブルクリック社が製作に係わったアマゾン社、A社、B社、などのホームページは、利用者からは別個の

ように見えます。

しかし、実は、ネット上の「同一のマーケティングサイト」の中で稼動しているわけです。つまり、アマゾン社のホームページを見て、A社あるいはB社のホームページを見ても、ダブルクリック社の「同一のマーケティングサイト」にアクセスしているわけです。ですから、ダブルクリック社は、取引先が多くなればなるほど、広告ホームページの利用者のデータをどんどん収集できることになるわけです。

また、こうして集められたデータは、本人の知らないところで、別途のマーケティングなどに利用（流用）しようと思えば、可能なわけです。

「辻村」キーコードを使って、その後私の買物情報などをストックしていけば、私の『人物像』まで分かってくるわけですね。欧米で薬事犯などの捜査の際に使われる「コンピュータ・プロファイリング」あるいは「データ・プロファイリング」と同じ手法のように思います。

「石村」そうですね。この場合、コンピュータ技術の一つである『マーケティング（Marketing）』というデータ集成機能が使われることが多いようです。

「辻村」「クッキー」技術の利用は、PIJが以前取り組んだ、NT

Tの電話番号表示（ナンバー・ディスプレイ）サービス「サービス」の商業利用のケースとも似ていますね（詳しくは、CNNニューズNow&Now参照）。

つまり、電話を掛けてきた消費者が表示した電話番号をキーコードとして、その人の買物情報などの個人情報収集する手口を、閲覧ソフトに組み込まれた「クッキー」技術を使ってやっているようにも見て取れますね。

「石村」誤解を恐れずにいいますと、個人情報の収集にあたり、「現実空間」で使われているのがナンバー・ディスプレイ（電話番号表示）技術であり、一方、「電腦空間」で使われているのが「クッキー」技術と見てよいのかもしれませんが、もちろん、どちらの場合にもコンピュータが使われていますが。

「辻村」ナンバー・ディスプレイの場合には、利用者が望めば、操作して簡単に非通知にすることもできますね。電話をかける側が、コントロールできますね。

「石村」一方、「クッキー」に内蔵された情報はコンピュータのディスプレイには表示されません。事実、「クッキー」はユーザーには見えなようにデザインされています。また、閲覧ソフト（ブラウザ）もよ

くできていて、「クッキー」情報を取り除いた上で、ユーザーが見ているホームページだけを表示する仕組みになっていますね。ですから、「クッキー」はサイバースペースに仕掛けられたかすみ網のようなものともいえます。

「辻村」なるほど、この技術の性質がよく分かりました。

「クッキー」に異議あり

「辻村」アメリカの主だったプライバシー保護団体や消費者団体が、「クッキーに異議あり」と、今年二月に抗議ののろしを上げたようですが。

「石村」今年の二月の動きが初めてというわけではありません。一九九七年頃から、「クッキー」技術を危ぶむ声は上がっていました。

一九九七年四月に、アメリカの主要な消費者団体、人権団体、子供を守る団体などNPO（民間非営利団体）が、連邦の首都ワシントンD.C.に一同に会してシンポジウムを行いました。そして、「クッキー」技術を含む、コンピュータ・テクノロジーを規制し、プライバシーの保護を求める声明を発表しました。

「辻村」この会合では、どういったことが話し合われ、声明の内容はど

ういったものであったのでしょうか？
 「石村」そうですね。要約すると、インターネット利用者のプライバシーを保護するスタンダード(基準)の制定、および「クッキー」技術の商業利用の規制を急ぐように、マイクロソフト社、ネットスケープ社、ホワイトハウス、連邦取引委員会(FTC)に求めたものです。

「辻村」つまり、「クッキー」技術などを野放しのままにしておく、事業者がインターネット・ユーザーのプライバシーを嗅ぎまわることを許してしまう。そこで、ユーザーのハードディスクを見透かすことを可能にする「クッキー」技術が組み入れられた閲覧ソフトなどの商業利用に規制を加えるよつというわけですね。また、そのためのスタンダード、つまり「プライバシー保護基準」、の制定を求めたわけですね。

「石村」そのとおりです。
 このシンポジウムでは、様々な意見が出ました。たとえば、アメリカの消費者運動家ラルフ・ネーダー率いる団体(Consumer Federation of American Consumer Project on Technology)が警鐘を鳴らしました。「明確な権限もないのに、民間企業や政府機関は、クッキーの技術を使って、消費者のハードディスク

の情報を覗き見している。こうした技術がどのように使われているのか、透明化する必要がある。消費者には、この技術が自分に使われることに『ノー』という権利が保障されなければならない」と。

「辻村」つまり、電腦空間での個人情報 の自己コントロール権を認めよ、ということですね。

「石村」そのとおりです。しかし、もっと厳しい態度をとる団体もありました。例えば、メデア教育センター(Center for Media Education)がその一つです。

この団体の代表は、「ネット通販業者にクッキー技術を使わせないよう」にする必要がある。クッキー技術を使った業務を許すことは、ネット上での個人情報のごそ泥を認めるようなものであり、しまいにジョージ・オーウェルが描いた監視社会につながる恐れがある。また、クッキー技術を使って裏口入手された個人情報、密かに他の企業にも融通されている事実も報告されている。こうした情報屋の業務やデータの融通はすべて禁止されるべきである」と、訴えました。

日の目を見なかった自主規制案

「辻村」こうした消費者サイドの声

に対して、コンピュータ業界やネット通販売界の反応はどうだったのでしょうか？

「石村」例えば、情報産業界の技術者有志からなるインターネット技術特別調査チーム(IETF=Internet Engineering Task Force)は、「クッキー」技術の商業利用について、規制の方向を打ち出しました。

また、一九九七年六月、ワシントンD.C.に本部のある電子プライバシー情報センター(EPRIC=Electronic Privacy Information Center)は、『サーファーへの警告：個人のプライバシーとインターネット(Surfer Beware: Personal Privacy and the Internet)』と題する報告書を発表しました。

「辻村」企業がプライバシーを食い物にするといったパターンを変えることにつながるような、何か画期的な提案を行ったのですか？

「石村」画期的という内容ではありませんが、サイバースペースでの消費者の情報プライバシーを保護することをねらいとした一定のスタンダード(プライバシー保護基準)を明らかにしました。

「辻村」具体的には、どういった内容なのでしょう？

「石村」EPRICの報告書では、次

のような基準を示しています。

・インターネットに関する誰にも分かるプライバシー基準をつくり、できれば、各ホームページの見えるところに、その基準を「プライバシー」の言葉をつけて表示するものとする。

・プライバシー基準に従い、個人情報の収集が、いつ、どのように行われるのか、明確にするように求めるものとする。

・「クッキー」利用をより透明なものとする。

・インターネットの利用者は、これまでと同様に、匿名でアクセスできるものとする。

「辻村」こうしたプライバシー基準に対して、ネット通販売界などは、どのような反応を示したのでしょうか？

「石村」商売の邪魔になる、と反発したようです。しかし、緩やかな形で、いわゆる『自主規制』を求めたものであり、法的効果が薄いことから、具体化されずにそのまま今日に到っているわけです。

「辻村」結果的には、具体的なルールや規範がまとまるどころまでは行かなかつたわけですね。

「石村」そのとおりです。うまく事が運ばなかつた背景には、サイバースペースはボーダーレスの空間で

電腦空間でのプライバシー保護の課題

す。アメリカ一国だけでプライバシー基準を作り、実施しても、実効性が上がらないのではないかと、この懸念を払拭できなかったこともあると思います。

この点、ハーバード大学のS・ブラッドナー (Bradner) 教授のように、サイバースペースを対象とした「インターネット基準 (Internet Standards)」(www.ietf.org/rfc2026.txt) の採択を提唱する識者もいます。

プライバシー保護団体による

FTC (連邦取引委員会) への提訴

「辻村」二〇〇〇年二月に、プライバシー保護団体が、「クッキー」技術のビジネス利用を問題にし出した背景には、何があったのでしょうか？

「石村」直接の原因は、一九九九年十一月に、ダブルクリック社が、通信販売の最大手の一つであるアバカス・ダイレク (Abacus-Direct) 社と合併したことにあります。この合併の後に、ダブルクリック社が、自社の、匿名を原則に集約してきたインターネット・ファイルとアバカス社の個人情報が入った顧客データベースとを結合させる、と発表したことに端を発しています。

「辻村」この結合によって、それま

でダブルクリック社が匿名を原則に「クッキー」技術を使って収集してきたファイル情報の本人確認が可能になるわけですね。

「石村」そのとおりです。プライバシー保護団体は、これを、ダブルクリック社がそれまでとってきたポリシーあるいは信義に反するのみならず、消費者個人のプライバシーにとても大きな脅威となるものである、とみたわけです。

「辻村」具体的にいいますと。

「石村」アバカス・ダイレクト社は、アメリカ全世帯の九十%を超える詳細な消費者の購買データを保有する通販企業でしたから。この企業とダブルクリック社との合併は、消費者団体に大きな波紋を呼び起こしました。

「辻村」危険な規模に達した、というのでしょうか。

「石村」そういうこともありますが、合併によって生じる『効果』を問題にしたといえます。

「辻村」ということは、従来、ダブルクリック社は「匿名」を原則に消費者・ユーザー情報を蓄積してきた。そして、もう一方のアバカス・ダイレクト社は、「記名」を原則に消費者情報を蓄積してきた。で、双方が合併し、放っておくと、おのず

と「記名」が原則になってしまふ。これは危険だ、ということとで消費者団体が問題にしたわけですね。

「石村」まあ、そういうところでしょう。消費者団体は、従来、ダブルクリック社とアバカス・ダイレクト社が別々に保有してきたデータベースを結合することにより、究極的には、ダブルクリック社の「クッキー」技術を使ったデータ収集方法が、違法な「悪意ある不正な取引慣行」に該当することになってしまつたとして、連邦取引委員会 (FTC = Federal Trade Commission) に対して、結合の差止めを求めたわけですね。加えて、違法となるすべての収集済みデータの破棄、罰金の支払い「その不正な慣行により得た収入の五十%相当額の支払い」も求めています。

「辻村」二月十日に、プライバシー保護団体が、FTCに対して申し立てた差止めの内容はどういったものだったのですか？

「石村」簡単にまとめると、ダブルクリック社がクッキーを使って収集している情報と、各個人の氏名、住所、電話番号、Eメール・アドレスとを結合することを禁止すること。

同社のホームページにアクセスしたユーザーについて、本人の同意なしに、アバカスのデータベースにアクセス記録を残すことを禁止すること。

それから、同種のネット通販業者一般についても、次のようなことを行わないように、FTC (連邦取引委員会) が禁止措置を講じるように求めています。

企業に対して、消費者本人の明確な同意がある場合を除いて、ネットサーフしている(つまり、インターネット空間で企業のホームページを見ている)消費者の行動パターンデータを、第三者が管理する本人確認を可能にするデータ・プロファイリング・システムに記録することを禁止すること。

「辻村」の差し止め請求について、もう少し説明してください。

「石村」個々の企業が、独自の顧客情報データベースを持つこと自体を問題視しているのではないわけです。むしろ、こうした個々の企業が保有するデータベースと、第三者である消費者情報の販売を専業とする企業が保有するデータ、とりわけ消費者を識別でき、かつその者の消費者行動全体を描写できる多彩な個人情報、とをドッキングすることの禁止を求めたわけです。

「辻村」つまり、消費者のデータ・プロファイリングの禁止ですね。

「石村」の請求内容を、一言でいえば、そのとおりです。

「辻村」この訴えの後、動きはあったのでしょうか。

「石村」訴えがあった後、ダブルクリック社は、この問題に対する連邦政府の判断とプライバシー基準が明確にされるまで、データのドッキングを停止する旨をアナウンスしました。

ちなみに、プライバシー保護団体は、ダブルクリック社事件を「クッキーゲート」事件と呼んでいます。

「辻村」この呼び名は、どういったところに由来するのでしょうか？

「石村」ニクソン政権下で盗聴が問題となった「ウオーターゲート」事件をもじったものです。ダブルクリック社が、個人のアイデンティティを本人の同意もなしに勝手に盗用しているさまは、盗聴と変わらないと見てのことでしょう。

問われる連邦機関での

「クッキー」の利用

「石村」また、六月二十二日には、プライバシー保護団体が連名で、この「クッキーゲート」事件を連邦議会が調査するように、議会の指導者あてに書簡 (Letter to Congressional Leaders

Outlines Risks of Web Tracking Technologies)を送りました。

「辻村」ダブルクリック社を調査するように求めたのですか？

「石村」いや、ダブルクリック社の調査を求めた訳ではありません。同社が作成にかかわった連邦薬物規制政策局 (Office of National Drug Control Policy) など、連邦諸機関のホームページ上でのクッキーの利用状況を急いで調査するように求めたものです。

「辻村」連邦機関が「クッキー」技術を使うと法に触れるわけですか。

「石村」プライバシー保護団体によると、「クッキー」技術の公的部門での利用は、ホワイトハウスのプライバシー基準及び一九七四年連邦プライバシー法に触れる、としています。

「辻村」この動きに対してダブルクリック社は、どういった反応を示しているのですか。

「石村」同社のスポークスマンがウォール・ストリート・ジャーナルの記者に語ったところによると、「ダブルクリック社は、同社が作製に係わったホームページのビジターから収集したいかなる情報も政府機関には提供していない。したがって、プライバシー保護団体は、むしろ、そういう情報提供がないことの確証

を求めたのではないかと。

これに対して、プライバシー保護団体は、ダブルクリック社が「クッキー」技術を使って、同社が作製に係わった、あるいは管理する各種薬物サイトのビジターに関するデータをすべて破棄している旨を広告するように求めています。また、「クッキー」のような技術の使用は、法律で明確に制限あるいは禁止すべきである、とも訴えています。

これまでの動きはこうだったとこ

ろです。
「辻村」分かりました。今後、この訴えに対する業界やプライバシー保護団体の具体的な動きが出てくると思います。また、FTC (連邦取引委員会) の審決や政府のプライバシー保護政策もどうなるのか、興味のあるところで。逐次、石村代表に、ご報告をお願いしたいと思います。

電 脳 空 間 で の プ ラ イ バ シ ー 保 護 の 課 題

《研修ツアー参加者募集》 目で見るオーストラリアの電子申告と税理士制度

わが国と似た税理士制度があり、電子申告の普及率が世界一 (個人70%、法人90%) のオーストラリアを訪ね、実情を目でみて点検することがねらいです。(石村PIJ代表も同行)

日程：2000年9月2日(土)～9月9日(土)

料金： 予価350,000円(税込み)

主催：日本コンピュータ税務研究機構 (コンピュータックス・ジャパン CompuTax Japan)

問い合わせ先 シンワ会計社内 辻村祥造 Tel.045-311-5162

Fax045-311-5167 E-mail: ngo@pij-web.net

詳しい資料をご請求ください。

定員(30名)になり次第締め切ります。

納税者番号導入問題の論点整理

政府税制調査会や、その背後に大蔵省はもちろんのこと、自民党や民主党までもが納税者番号導入にエールを送っているのが実情である。また、連合なども、「サラリードパー

ン（給与所得者）はもともと裸」といった論調で、納税者番号導入に積極的な姿勢を見せている。こうした状況を踏まえ、PIJ納税問題対策委員会は、各界での最近の動きを集約し、次の

二〇〇〇年六月二十日

PIJ納税問題対策委員会

納税者番号の候補と問題点

二〇〇〇年四月七日の政府税調の基本問題小委員会では、「納税者番号（個人用）」の候補として、次の二つをあげている。

「基礎年金番号」
「住民票コード」
しかし、こうした番号コードの「納税者番号」への転用は、法律上も、創設趣旨からしても、許されない。

そもそも、社会保険庁は、「年金番号は他の目的に転用できない」との前提で作られている。したがって、基礎年金番号の創設、及びセー

フガード（プライバシー保護）措置を、法律で規定しなかった」との説明をしている（眞方和彦社会保険庁運用部・運営企画班長の説明、河村たかし衆議院議員が議員会館で本人から聴取）。

一方、「住民票コード」は、民間が使えない仕組みとして、国会を通過している。したがって、「住民票コード」を「納税者番号」として使うと示唆している政府税調の動き（背後に当然大蔵省の動きがあるものと思われる。）は、国権の最高機関である国会で決めた立法趣旨を著しく逸脱するものである。

住民票コードの転用は不可

日本経済新聞二〇〇〇年四月八日朝刊によると、加藤寛政府税調会長は「住民票法の附則を改正すれば、住民票コードを納税者番号に転用可能（傍点編集部）」との発言をしている。しかし、これは、「住民票コード」の本質を百八十度変えることにつながる発言であり、到底許されない。「住民票コード」は、民間が自由に使うことのできない番号コードとして創設されたものであり、「納税者番号」への転用は許されない。

言い換えると、「納税者番号」は本来、民間で幅広く使われる番号であり、「住民票コード」をベースに納税者番号制度を構築しようという発想は、一瞬にして個人情報世界規模で流通する電子取引時代、金融市場がボーダーレス化した時代にはなじまない。サイバースペース（電脳空間）でネット取引をする今日、取引者がパスワードを逐次変えるのは常識である。こうした時代に、生涯「一人一コード」を原則に付番する「住民票コード」を「納税者番号」に転用しようという発想は、「住民票コード」を世界中に垂れ流しにすることににつながるプライバシー感覚ゼロの考えといえる。

納番は経済の阻害要因

「住民票コード」を「納税者番号」に転用した途端に、各人のコードは民間に垂れ流しになってしまう。インターネット時代に
一生涯一人一コードは危険

「住民票コード」をベースに納税者番号制度を構築しようという発想は、一瞬にして個人情報世界規模で流通する電子取引時代、金融市場がボーダーレス化した時代にはなじまない。サイバースペース（電脳空間）でネット取引をする今日、取引者がパスワードを逐次変えるのは常識である。こうした時代に、生涯「一人一コード」を原則に付番する「住民票コード」を「納税者番号」に転用しようという発想は、「住民票コード」を世界中に垂れ流しにすることににつながるプライバシー感覚ゼロの考えといえる。

納番は経済の阻害要因

住民票コードは「納税者番号」に転用することは、法律上許されないのはもちろんのこと、課税目的に限った「限定番号」としての「納税者番号」も、国民・納税者のコンセンサスがあり、経済への負の効果がないことが確認され、プライバシーの保護措置が万全なものにならない限り、その導入は絶対に許されない

い。そもそも、いかなる理由があつても、経済の活性化、金融プライバシー保護などの視点から、庶民の金融資産を番号管理の下に置くことは許されない、という考えもある。

納番導入＝税収増は神話

納税者番号の導入により、税収増が期待できるというのは「神話」である。投資所得を番号で把握し総合課税にすれば、逆に、税収は減る怖れが強い。今の低金利に加え、キャピタル・ロスも通算できるとなれば、税収が減るのは目に見えている。番号制を入れている国であつても、北欧諸国のように、投資所得については、資本逃避を防ぐ意味もあり、分離課税としていところもある。結局、番号制を導入しても、分離課税は残り、税収は減ることになりかねない。その上、庶民や企業は、コンプライアンス（番号事務）コストだけがかさみ、無用の「管理経済」に泣かされかねない。

総合課税ということで、確定申告が原則となり、納税者が税務署に押し寄せてくるとなると、税務署はパンクしてしまうのは目に見えている。税務署員を増やすのか、投資所得への分離課税をそのまま残すのか。前者であれば、行革の精神に逆

行する。また、後者であれば、「かくして、番号制だけが残った」ということになりかねない。

納番は「地下経済」に打撃、
どこるか庶民の懐だけを直撃

納番導入によりアンダーグラウンド・エコノミー（地下経済）の把握が可能だとか、まことしやかにいわれているが、これもまさに「神話」といえる。別に、地下経済を擁護する気はない。そもそも、地下経済で取引する者が番号を使うことなど考えられない。

韓国では、かつてキャッシュ・エコノミー（現金経済）の把握をねらいに金融実名制（金融所得の番号管理制）を導入した。しかし、後に、金融経済破綻の一因になり、この制度を骨抜きにすることで、ようやく経済再建にこぎつけるきっかけを得たことにも学ぶ必要がある。

納番導入は、地下経済の把握に役立たないばかりか、わが国の現在のようない弱い金融経済を直撃しかねない。番号制導入は、久しく庶民が享有してきた現金経済を「管理経済」の仕組みに組み入れることにつながる。「サラリードパーソンはもともと裸」どころか、庶民の小金だけが狙い打ちされかねない。サラ

リードパーソン、あるいはその配偶者が苦勞して得たわずかばかりの収入、実は、こんな「雑魚」だけが大方のターゲットになるのではないか。役人は庶民の懐を管理できた大満足。一方で、庶民は常時めんどろな納番管理手続きに泣かされる。

役人による「管理経済が常識」の労働組合や政党などには、「管理されれば楽チン病」が蔓延している。税制の特例をいっばい認めてもらつて、税金をまけてもらっている企業の労働組合などに「管理経済の病根」など分らないのではないかと

番号管理がそんなに好きだということならば、高級官僚、政治家、連合幹部だけを対象とした限定番号制、「ステイタス・ナンバー」制を導入してはどうか。一万円以上の取引はすべて番号管理の対象とし、「金融プライバシー・ゼロ」環境体験のための試行を、二年程度してみたらどうか。金融資産の番号管理は、もともと、こうしたステイタスの納税者にのみ求められているものだ。余分な所得のない一般庶民の金融資産を番号管理する必要性は少ない。

納税者番号（限定番号）の条件

このような問題だらけの納税者番

号制度でも、国民・納税者が切に求めるというのであれば仕方がない、という意見もある。しかし、限定番号としての「納税者番号」を考えるにしても、次のような最低の条件はクリアしていなければならない。

個人及び法人など、すべての納税者について、課税庁が付番機関となる。すなわち、「住民票コード」のような汎用（多目的利用）の国民背番号の転用は許されない。

納税者番号（「番号」）の取得・提示は「任意」が原則（ただし、未取得、非提示については、高率の裏打ち源泉課税で対処、確定申告で調整）

納税者の申請により番号の変更が可能

番号の利用は「税務」に限定。番号情報の目的外利用は禁止

身元確認番号としての利用は禁止。番号カードの発給は禁止

番号の民間による自発的（自由な）利用は禁止（利用範囲は法律で明記）

次ページ以下の『河村
たかし議員、違法な納
番制論議、役人天国を
叱る』も参照されたい

衆

議院大蔵委員会（二〇〇〇年五月十九日）において、河村たかし議員（PIJ相談役）は、次の点について、重要な質問をした。

納税者番号制と国民背番号制とは、本来的に違うものであることを、政府や役所が認識しているかを確認したい。

政府税調の会長あたりが、納税者番号に住民票コードを転用するようなことをいつているが、それは違法行為ではないか。

優良法人への天下り税理士問題がマスコミに報道されているが、公務員法違反ではないか。

この問題の放置は許されない。その実態について、早急に調査し、報告を願いたい。

河村議員の鋭い質問に対し、宮沢大蔵大臣、大蔵・自治の政務次官は、河村議員の指摘を受け入れざるを得ない趣旨の応答をしている。

今後の納税者番号導入論議や役人の綱紀粛正に一石を投じる重要な質疑応答とみてよい。第一四七回国会衆議院大蔵委員会議録十八号より抜粋し、情報を提供する。

（編集部注：以下の議事録は国会のインターネット・ホームページよりダウンロードしたものを転載した。太字は編集部）

河村たかし議員、違法な納番制論議、役人天国を叱る

河村（た）委員 河村たかしでございます。

まず、冒頭でございますけれども、宮澤大臣に、ある意味では宮澤大臣の真の出番が来たのではないかと、そういうことをお話ししたいと思います。

私も民主党で近いうちに政権をとるのでございますけれども、自民党も

化するのをストップした、真のリベリズムを守ったということは私は認めます。

しかし、今やその自民党が、何と言った方がいいのですか、社会主義政党になってしまったのではないかと。特に、人間に番号をつけるようなことでもないことをやって、一体何を考えておるのか、全く情けない、そ

河村たかし議員、

違法な納番制論議、

役人天国を叱る

第一四七回国会衆議院大蔵委員会議録より抜粋

かつては確かにいいところがあったと思いますね。今は全然だめです。かつては確かに、社会主義といいますが全体主義といいますが、そういう勢力に對抗して、あのときにたしか自民党、特に宮澤大臣のころ、吉田さん、池田さん、あのころの方が非常に聡明で頑張られた、それによって日本が社会主義化するのをストップした、全体主義

う思っております。

その一環としまして、これは森総理の話もありますけれども、同じような脈絡でございますが、いわゆる神の国というような話は、一つの全体主義的な、要はそのようなことなんです。宗教というよりもそういうことなんです。これは宮澤大臣、今までの日本の政治をつくってこ

れて日本経済を支えてこられた、大貢献をされたと思うのです。それは宮澤大臣もそうですし、今言いましたような吉田さんを初めとする、本当の真のリベリズムを守られたかつての自民党、今は全然だめだ、かつての自民党の立場からして、やはりこういうような森総理の発言に対して、閣議で堂々と、それはあなたに間違っているよ、絶対やってはいけないことなんだということをおっしゃったかどうか、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

宮澤国務大臣 我が国は、神の国ではなく国民主権の国と考えております。この点では、森首相も同じお考えであるかと私は考えております。

河村（た）委員 いや、そんなことではなくて、僕は、今までの真のリベリズムを守られたその姿勢からいうと、いや、それはだめだよということをやったり閣議で言ってもらわなければ、これは国の最高機関として、こんな全体主義の国家をつくりますと言っているようなときに、それは大臣、国民を代表するということですか、大臣でもありませんけれども政治家として、今までの大臣の政治姿勢からすれば、やはりこれはどうしても言わなければならぬのではないですか。どうですか。

宮澤国務大臣 直接首相のお考えを伺っておりませんけれども、私としては、森さんも同じように考えておられるものだと信じております。

河村(た)委員 向こうが信じておるかどうかという話じゃないんで、政治というのは発言しなければ、こんなことはまことに先輩に申しわけないんですけれども、やはりそれは発言しなければ政治にならないんじゃないですか。どうですか。

宮澤国務大臣 いろいろな環境の中でいろいろなことを言われたというふうに承知しておりますけれども、基本的なお考えは主権在民ということとは、これは疑う余地のないこととでございますので、首相としてもその点は同じように考えておられるものと私は信じております。

河村(た)委員 そういうことを私は言っておるのじゃなくて、宮澤さんとして、大臣として発言をされたかと。向こうがこういうふうだからいいのだらうと、それだったら議員にならぬじゃないですか。これはぜひ今度おっしゃってくださいよ、次のチャンスに。どうですか。

宮澤国務大臣 しかし、主権在民ということ余りにも明白でございますので、これと違うことを総理大臣が考えておられるとは私には思

えませんので、別段何も申し上げていないということ。(発言する者あり)

河村(た)委員 今の同僚の発言をそのままとてはいかぬですけれども、では、なぜ総理大臣は陳謝されたのかということですね。もし主権在民をそのまま言われたんだったら、何も、私は当たり前のことを言っただけですよと言えはいじやないですか。やはり謝られた以上は、そうでないことを言われたんじゃないですか。

宮澤国務大臣 そのお尋ねはもつともですけれども、私は総理にかわってお答えをするわけにはまいりません。

河村(た)委員 先の質問に進まにやいけませんので、とにかく大臣、ひとつこはリベリズムの立場から、ぜひ次の閣議で堂々と一言言ってください。お願いします。どうですか。

宮澤国務大臣 そういう御質問のありましたことは伝えておきます。

河村(た)委員 本当はもつと怒り狂わにやいかぬのですけれども、これで一応やめておきます。自民党にしつかりしてもらわぬと、本当にやはり全体主義というか、共産主義と言いますと共産党が怒るといけま

せんので言いませんが、全体主義、社会主義に対抗するということ忘れてもらっちゃ困りますよ。

そういう立場でもう一つ。今回の法律も、証取法の関係があります。いろいろな財産を把握するというところで、どういう番号をつけるのかという問題が一つあります。

それで、去年の八月、日本史上最悪の法律が通りました。全くばかげた法律でございまして、人間を奴隷にするという、囚人にするという、人間に番号をつけるという、全く信じられない、世界の潮流と全く逆流している。それも、四情報だけ流すと言つて自治省が大うそをついて、大臣まで間違つた答弁をしている。

こういう状況の中で、いわゆる住民基本台帳コードというんですけれども、はっきり言えば背番号そのものです。皆さんが生まれてから、赤ちゃんと生まれてから亡くなられて、亡くなられた後もついておると思いますが、これは嫌と言えを付番するということ、これは嫌と言えません。いわゆる背番号そのもの。

こういうのが通つたんですけれども、私はこれ自体とんでもない法律だと思っておりますが、一方、納税者番号につきましてどういふ番号を使うか、こういう議論も同時にある

わけでございます。

それで、今の政府税調では、納税者番号にどういふ番号を使つていくか、この背番号を使うかどうか、お伺いしたいと思えます。

大野(功)政務次官 納税者番号制度は、納税者に広く番号を付与し、各種の取引を行う際に取引の相手方が税務当局に提出すべき各種書類に納税者の番号を記載する、これが二つでございます。

それで、納税者に関する課税資料をその番号に従つて集中的に整理し管理する方式であるために、民間における一定の番号利用を前提といたしております。

また、住民基本台帳法の一部を改正する法律でございまして、住民基本台帳コードによる本人確認情報の利用につきましては、民間機関は対象外、公的部門も限定され、税務当局は対象外となっているために、住民票コード導入後も、これをこのまま納税者番号制度に用いることはできません。

いずれにしても、住民票コードを用いた住民基本台帳ネットワークシステムが導入されるのは今後の

河村たかし議員、違法な納番制論議、役人天国を叱る

河村たかし議員、違法な納番制論議、役人天国を叱る

問題でございます。国民を広くカバーする一連の番号として現在ある基礎年金番号、これが一つございますが、及び新しく加わる住民票コードの今後の状況等も踏まえつつ、付番のあり方、番号の付し方のあり方も含め引き続き検討を進めていく、こういう方向でございます。

河村(た)委員 とにかく、住民票コード、背番号を対象として考えておるといふことですね。

大野(功)政務次官 今申し上げましたように、今後の検討課題である、こういうことでございます。

河村(た)委員 しかし、一方、政府税調の会長がこの間ある会合で、住民台帳制が入ったから、したがって我々としても、それと違った形で、あるいはその力をかりながらやることできるということになつてきました、こういうふうにはやっております。これは間違いありません。これは大蔵省からもらった記者会見のメモですから、そのとおりですと答えてください。

大野(功)政務次官 私自身は存じておりませんが、そのとおりと伺っております。

河村(た)委員 それから、今度は自治省に聞きましよう。

要するに、この番号は、去年お通

しになられた史上最悪の法律、この番号は民間は使ってはいいけませんね。そのようにきちっと答弁されていますね。どうですか。

平林政務次官 住民基本台帳法の改正の際に、民間利用制限という規定がきっちり入っております。

河村(た)委員 大野さんに、先ほど答弁がありましたけれども、一方、納番については、納税者番号については民間での利用を前提としている、間違いないですね。

金子委員長 平林政務次官。(河村(た)委員)いや、それは納番の方です。大野さんです。あなたは関係ない」と呼ぶ)

平林政務次官 私から便宜申し上げますが、納税者番号をこれから検討なさる場合には、民間利用を前提として検討なさるものと考えております。

河村(た)委員 あれですか、自治省は大蔵省にそういうことを言えるんですか。

大野さんでいいですよ。納税者番号は民間利用を前提としているの。

大野(功)政務次官 民間利用を前提としております。

河村(た)委員 ということは、これは何ですか、大蔵省は違法な行為を検討してあるんですか、違法な行為を

もしいわゆる背番号を民間利用したときは罰則がありますね。後、どうなりますか、民間利用したときには。

平林政務次官 罰則の具体性は余り私、記憶しておりませんが、しかるべき規定はあるものと思っております。

河村(た)委員 あるんですよ、罰則が。そんな罰則のあるものを、何と

いうことですか、国家が罪になるようなことを研究してどうするんですか。

大蔵省は、税調は、一体何を考えておるんですか。そんなことで、では、民間の人たちにこんなことをしちゃいけないなんて言えるんですか。大臣、どうですか、これは。

宮澤国務大臣 御質問の御趣旨は、そういう住民コードというものを大蔵省が納税者のために納税者番号に転用するということを研究している、考えているとすれば、それは法律違反である、そういう御指摘であります。そのとおりであります。

河村(た)委員 さすが大臣だと思えますけれども、これはまた調べさせていただけます。税調の会長まで言っているんですから。やってい

たら大変ですよ。法律違反だと今大臣ははっきり言われましたから、責

任をとっていただきます。この問題はここで終わります。

それから、もう一つ宮澤大臣にお伺いしたいのは、先ほど言いました話と共通するんですけども、ぜひ

ここは、日本人民を救うというのはちょっと大きいかわからないけれども、大臣の今までやってこられた政

治の軌跡の中で、やはり背番号の問題については、正直言って四情報だとみんな思っていたんですよ、住

所、氏名、生年月日、性別。これプラス、番号だと。自治省はだましたんだから、本当は虚偽公文書作成

だ。とんでもないことですよ。全マスコミも間違えた。そういう状況で導入されてしまった。

しかし一方、政府税調の会長は、法律を変えて入れればいいではないかと、そういう状況でございます。です

から、世界の潮流からいって、人間に番号をつけて管理していく、こういうことをどう思われるか。

それと、大臣が前に答弁で、二月二十四日の会議録にございますけれども、宮澤大臣の御答弁の中で番号

の話があって、「最近になりました、またプライバシーというものが

今までと違った意味で国民の間に考えられるようになっておるように見えます。少しこれについての支持の

あり方が変わってきておるのではないかと、これはさすがだと思いましたが、私は、自民党だからみんな悪いとは言いません。いいときもあるんです、自民党も。そんな意味で、さすがやはり宮澤さんはわかっておられるなど。

やはり番号をつけることについては、最近のアメリカのいわゆるネット犯罪でも、こういうものを集計して大変な犯罪が起きているわけですよ。だから、世界の潮流は全く逆ですよ、これは。高度情報化社会というのは番号をつけない方向に行くんです。いろいろな限定番号でいくのが世界の潮流なんですよ。

ですから、この宮澤大臣の御感想というのは全くもつともでございまして、やはりここは、間違ったことは、ぜひ自民党は勇気を出して、本当に四情報だけだったらという議論はあるかもしれない、私はそれでも反対ですけれども。しかし、こういう国民に全部番号をつけて包括していくようなことはやめようではないかということ、ひとつ勇気を出して言っていたら、ひとつ勇気を出して、それをベースにしまして、世界の潮流との考え方、そして今のプラ

イバシーの考え方が変わってきた、そういうところをひとつ宮澤大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

宮澤国務大臣 この問題は随分以前から賛否がございまして、かつては徴兵制につながるといような、そういう古い時代からいろいろ議論がございまして、税調でも今日なお議論しておりますが、税調会長が所見を述べられたということが新聞にあるそうでございますが、それは税調の委員が皆さんそう思っているという意味ではないと思えます。

それで、私自身がどうも納得をしていない、正直を申し上げます。いろいろ理由がございまして、やはりコンピュータ、インターネットがここまで発達いたしますと、管理社会というものが非常に簡単にでき上がりやすいということは疑いを入れないこととございまして、管理社会というものが、どうも今の我が国ももとより、世界の新しい物の考え方と合わないということは私は明らかだと思っております。それから、それに資するような物の考え方というのは、納税は納税で別だという議論は幾らもございまして、けれども、私は税調から正式にそういう答申も受けておりませんし、私自身

は納得をしていないというのが正直なこととあります。

河村(た)委員 ですから、ここまでちょっと大先輩に発言を強制するようで申しわけないのですけれども、私も野党の一員として本当に情けない、自分で限度がありますから情けない気持ちでありますので、ぜひ宮澤大臣、背番号はやはりつけないようにしていくという御答弁をひとついただけてませんか。

宮澤国務大臣 私が大臣であります限り、自分の納得していないものは国会にお願いをするつもりはありませぬ。

河村(た)委員 わかりました。またお願いをいろいろしたいと思えますけれども……

金子委員長 連合は賛成なんですよ。

河村(た)委員 いや、連合は、納税者番号をもし入れる場合は、納税者に限定した番号で入れても、本当はなかなか苦しいのです、実は経済取引には使えませんが、これも、もしやるんだしたら、背番号はだめなんです。ここは区別をはっきりしないと。

人間に番号をつけるなんて、自民党、だめですよ、こんなの。後、

二、三年したら、とんでもない失敗を犯したと思えますよ、これは。思いますが、済まないんだ、そういうふうには自治省は動いてしまっているから。その辺のところを、ひとつ宮澤大臣にぜひ御期待を申し上げておきます。

次は国税庁になりますから、大野さんになると思いますが、優良申告法人というのがありますね、優良法人。これは、私も実は小さい企業を経営しておりましたというのか、中小企業出身というのはなかなか今は珍しいのですけれども、そういう中では、優良法人になるというのは、ささやかな言っているんですけども、一つの名譽でございまして、努力の成果ということでございまして、

その優良法人になるときに、優良法人にするからということはないと思えますけれども、税務署の職員さんが、そのかわりというか、顧問税理士になつていく、こういうような話をいろいろなところで聞くのですよ。関西の方では、ある新聞に大々的に出たことでもあります。そして私も、この首都圏でも聞いたこともあります。そんなことで、よもやこんなことはありませぬでしょうね。

大野(功)政務次官 まず法律が

河村たかし議員、違法な納番制論議、役人天国を叱る

河村たかし議員、違法な納番制論議、役人天国を叱る

ございます。国家公務員法並びに税理士法でございます。退職後二年間あるいは一年間は関係する企業には就職できない、あるいは顧問にならない、こういう問題があります。

しかし、税務行政というのは、法律だけ守っていれば良いというものはありません。やはりタックスペイヤーの信任、信頼が一番大事でございます。

したがって、今、河村先生がおっしゃったような、調査に入る入らないは別として、優良法人にするからおたくで顧問税理士をひとつ採用してくれ、このようなことがもしあつたら、それはタックスペイヤーにとっては税務署というのは信頼できない、こういう問題になります。したがって、そんなことは絶対ございません。

河村（た）委員 絶対なしと言いますが、それでは、優良法人になっている方は、大体こんなふうに顧問を引き受けさせられているのが通常ですが、そんなことを言われたらというような話も聞いたことはあります。そういうことも一切ありませんか。

大野（功）政務次官 私は聞いたことはございません。

河村（た）委員 私はということ

は、申しわけないけれども、国税庁の発言と違っていいですね。国税庁として絶対ないということですね。

大野（功）政務次官 これは、全般を私も調査して聞いたわけではございません。したがって、私が聞き及ぶ範囲では、ありません、こういう意味でございます。

そのように聞いておりますし、先ほど申し上げましたのは、そんなことは絶対あつてはいけないことあります。そして現実も、あつたという話は聞いておりません。

河村（た）委員 全然話が違いましたね、今。絶対ないと言いながら、私の聞いた範囲ではないということだつたら、そういうのを絶対ないとは言わないんですよ。とんでもない話ですよ、これは。では、あるんですね、あり得るんですね。

大野（功）政務次官 言葉の問題になつてしまいましたけれども、私が申し上げたいのは、あつてはならないこと、つまり、税務行政というのは国民の皆様の信頼をベースに成り立っているわけでありますから、そういう意味で、そういうことがもしあれば信頼を失いますので、あつてはならないこと、そしてまた、私も政務次官をやつて、十月からでございますから、そう全部知っている

わけではございませんが、あつたということも聞いたことはあります。ん、こういうことでございます。

河村（た）委員 そういうことは調べたこともないですか。各税務署に、そういうことをしたことはあるかないか、調べたことはありませんか。大武さんが手を挙げておりますので、それでは一遍大武さんに、せつかく来ていただいたので。

大武政府参考人 お答えさせていただきます。

ただいま総括政務次官が申しましたように、そういうことは決してあつてはならないことでございます。

ただ、それでは過去においてなかつたかといえば、あつたことはございます。ただ、それはあくまでも厳正な処分をしております。そういうような自分あるいは退職予定者等のために独自に税理士関与先をあっせんすることを禁じた部内の指導にも違反するものでございますので、それらは厳正な処分をしたということでございます。したがって、我々としては、絶対にあつてはならないことだというふうに思っております。

河村（た）委員 厳正な処分をどこでされましたか。

大武政府参考人 先ほど河村先生が申されました事案というのは、大

阪局内で、毎日新聞に載つた例だろつと存じます。そのような例につきまして、我々として、いわゆる厳正な処分、訓告処分等をさせていただいておるところでございます。

河村（た）委員 ということは、それ以降はしつかりやられて、もう全部のところを調査されて、一切ありませんね。

大武政府参考人 改めて、全国の国税局長会議の場でも厳しくそのようなことのないように発言をさせていただきまして、我々としても全力でそういうことのないよう努めているところでございます。

河村（た）委員 努めているのは結構ですけれども、税務署員のいるなことにについては国税庁監察官というのがありますね、そういうところへ依頼したりとかしたことはあるんですか。

大武政府参考人 お答えさせていただきます。

監察官制度自体、こういう事案のみならず、広く我々いわゆる国税職員のうち不正事案等を捜すために全力でやらせていただいております。したがって、その後、このような案件については私のところには一切上がっておりませんけれども、他方、監察官制度だけではな

く、我々いわゆる国税職員に対しては警察の捜査というのも独自にございますので、その辺のところは我々はわかりません。ただ、我々として知る限り、全力で内部調査にも努めてもらっておりまして、以後そのようなことは報告として上がっておりません。

河村(た)委員 厳正な処分をされたのはいつですか。

大武政府参考人 お答えさせていただきます。

処分は平成十一年の四月でございます。

河村(た)委員 そうすると、もう一年たっているわけですね。では、その間にほかの地方で、厳しくそういうことをしないようにということ指導されて、また、やはり指導されただけじゃだめですよ、例えば優良法人なりそういうところを回られた、そういう事実もありますか。

大武政府参考人 お答えさせていただきます。

それ以後、私も厳しく監察を行っております、そのような事実は聞いておりません。

河村(た)委員 監察を行ったというの、一体だれにどういう調査をしたんですか。

大武政府参考人 それぞれ優良法

人につきまして、新たな優良法人の設定等に当たってそのような事実が、いわゆる顧問税理士として入っている事実がないということを確認しているということでございます。

河村(た)委員 それは会社を回りましたか、税務署員に聞いただけですか、どちらですか。

大武政府参考人 あくまでも内部の監察でございますから、逆に言えば私も監察を受ける側でございますので、はっきり言いますと、どこまで調査されているか私も存じません。しかし、厳正な、我々としてできる限りの内部調査を監察官制度としてやっているというふうに思っております。

河村(た)委員 内部だけでですね。税務署内で調査しただけですね。

大武政府参考人 あくまでも監察官制度というのは内部の組織を監察するためでございますけれども、その結果、相手の法人にも接触することがあるというふうに聞いております。

河村(た)委員 とにかく、そんなことで大体調査になりますかね、まず。内部の人に聞けば、そんなものやらないと言っに決まっているじゃないですか。外を回って、毎日大変苦勞されておる、特に赤字法人も多い、優良法人はほとんど赤字はあ

りませんけれども、そういうところを回って、御迷惑をかけておりませんですか、そういうのが調査じゃないですか。それをやっていないんですか。

大武政府参考人 それぞれ関係の法人についても、個別ではあると思えますが、調査に行っているというふうに聞いております。

河村(た)委員 そうすると、優良法人に限らず、そういうことで顧問にならねますと、月に顧問料を幾らぐらいいらっておるんですか、そういう税理士さん、国税OBは。

大武政府参考人 お答えさせていただきます。

あくまでもいわゆる納税者側からの要望に基づいてそれぞれの顧問契約を結びますので、一件当たり幾らということを決めているわけではなく、というふうに聞いております。

河村(た)委員 税務署の中でそういうような、どなたがこちらへ行くかということをおつせんしている窓口はありませんか。

大武政府参考人 あくまでも税務署ではあつせんする窓口はつくっております。ただし、早期退職勧奨をする者に対していわゆるあつせんというのを一元的に、あくまでも欲しいと言われる企業に対してあつせ

んするという行為をやらせていただいております。ただ、それは、先ほど大野総括政務次官もお答えになりましたとおり、国家公務員法あるいは税理士法に違反しない、いわゆる公正な立場でそれぞれ一元的な管理をさせていただいているということだと思います。

河村(た)委員 そういつて退職された方、私も、税務署をやめられて全部、めっちゃくちゃ努力されておる方、ことを言うわけじゃないですけども、それはしかし、中小企業なんか、どこかやめたらもう今再就職先はありませんよ。あつせんしてくれるところもどこもありませんよ。

僕が聞いた話で、顧問料は大体月に五万ぐらい、二年間、それで一年間に全然出席せず、そういう実態があると聞いておりますけれども、事実でしょうか。

大武政府参考人 ただいま申しましたように、一件当たり幾らというふうに確約、いわゆる設定されているものではないと存じておりますけれども、その程度の額が払われている場合もあるかと存じます。

河村(た)委員 払われている場合もじゃなくて、それが相場に近いのではないですか、ほとんどそういう状況ではないですか。もしくは、

河村たかし議員、違法な納番制論議、役人天国を叱る

そういつて再就職された税理士さんたちはほとんど会社に出ないということが事実なんではないですか。

大武政府参考人 いわゆる顧問税理士にもいろいろな立場がございます。それから、個々の経理をやる場合、それから、まさに納税相談の、個別のいわゆる税務の難しいケースなどを相談する場合等、いろいろな契約があるやに聞いております。したがって、個別の、例えば減価償却の仕方ですとか非常に難しい税法解釈、そのあたりの御相談をするときにいくということになっていくケースもあるかと存じます。

河村(た)委員 その実態を今度調べていただけますか。申しわけないけれども、調査を要求しておきます。どのぐらいの方がOBで入られて、年にどのぐらい会社に出られて、ということ、選挙がありますので、選挙過ぎになってもう一回質問すると思いますけれども、ぜひそのときにまたお願いします。

それから、優良法人に関しては、あつせん税理士の数と優良法人の数ということをぜひ調べてもらいたい。三年か五年ぐらいで結構ですよ、その推移。非常に大変だということだったら東京、大阪、名古屋ぐらいいでも調べていただきたいと思います。

河村たかし議員、違法な納番制論議、役人天国を叱る

すが、これは無理はないと思いますけれども、委員長、これはいいですよ。

大武政府参考人 優良法人に対する顧問税理士のあつせんにつきまして、どこまでできるかわかりませんが、一応やってみたいと思っております。

河村(た)委員 ちょっと同僚に五分ほど時間をもらいまして、これで最後にしますけれども、要するに、そういつて優良法人との関係があつたところがある、それを厳正に処分したのは平成十一年四月。それから、非常に厳正に対処されたということでございますので、それ以降同じような事態がどこでも同じように生じていた場合、これは責任をとってくださいよ。いいですか。

大野(功)政務次官 もしそのような事態が発生しましたら、厳重に処理いたします。

河村(た)委員 それでは、また総選挙後にもう一回質問しますので、しっかりと資料の提出をお願いいたします。以上です。

PIJ活動状況報告書

活動報告は32ページに続きます。

(1999年4月～2000年3月)

PIJ事務局

年月日	活動報告内容	場所・主催・発行人等
99.4.12	住民基本台帳法改正対策会議	衆議院第1議員会館第4会議室
99.4.15	住民基本台帳法改正対策会議	衆議院第1議員会館第2会議室
99.4.15	フジテレビ・住基法改正取材	石村代表
99.4.17	PIJ第3回定期総会・緊急国会状況報告	としま生活産業77
99.4.22	成川委明・連合経済政策局長へ背番号問題で陳情	総評会館 石村,河村,大久保
99.4.26	週刊宝石・背番号問題でインタビュー	帝国ホテル,石村代表
99.4.26	フジテレビ・住基法改正取材 ビデオ録画	フジテレビ,石村代表
99.4.28	住基法改正対策打合わせ	議員会館河村事務所,石村代表
99.4.30	住基法改正対策打合わせ	議員会館河村事務所,石村代表
99.5.3	フジテレビ・スーパーニュース 関東ローカル 背番号問題放映	フジテレビ,石村,河村
99.5.3	富田茂之議員(公明)と背番号問題で打合わせ	赤坂,石村我妻河村,北角
99.5.6	衆院地方行政委員会でのPIJ代表参考人(反対)意見を陳述	衆院地方行政委員会,石村代表
99.5.7	TBSラジオ・背番号問題収録	赤坂TBS,石村代表
99.5.10	CNNニュース 18号 発行	PIJ編集部
99.5.13	背番号反対集会	衆議院第1議員会館第4会議室
99.5.14	CNNニュース掲載記事に対する古賀議員(民主)からの苦情への対応	衆議院第1議員会館,PIJ,河村
99.5.28	日刊現代・背番号問題でインタビュー	グリーンホール(水道橋),石村代表
99.5.31	新宗連主催「問われる背番号」講演	新宗連(東京),石村代表
99.5.31	PIJ運営委員会	PIJ事務局,運営委員
99.6.3	租税手続法研究会「租税手続透明化の課題」講演	三の丸会館(名古屋),石村代表
99.6.10	サンデー毎日・背番号問題でインタビュー	議員会館河村事務所,石村代表
99.6.10	朝日新聞・背番号問題でインタビュー	議員会館河村事務所,石村代表
99.6.11	NHK・背番号問題取材・打合わせ	グリーンホール(水道橋),石村代表
99.6.11	フジテレビ・背番号問題でビデオ録画	グリーンホール(水道橋),石村代表
99.6.17	朝日新聞総研センター付記者・背番号とプライバシー問題で取材	京王プラザホテル,石村代表
99.6.18	NHK国際放送局・背番号問題で収録	渋谷NHK,石村代表
99.6.21	国税庁・KSK視察	国税庁,河村相談役
99.6.21	PIJ運営委員会	PIJ事務局,運営委員

《徹底討論》

どう変わる、 新世紀の納税環境と税制 (2)

納税者が主役の社会を目指して

全員確定申告時代に向けての税務援助制度の課題

前 号の「全員確定申告時代に
向けての電子申告の課題」
に引き続き、今回は、税理
士などによる『税務援助』の問題を
取り上げる。

税務援助の問題は、これまで、自
分で確定申告したいが、税理士に依
頼するほど複雑でもないし、報酬も
なかなか払えないといった人の確定
申告を誰が援助するのか、といった
観点から考えられてきた。現状は、
税務署だけで手に負えない件数の申
告を処理するために、税理士会や農
協などが『協力』するというかたち
で、比較的少額の所得を有する納税
者に対して、限定的に実施されてい
る。

へ、どのような観点でこれからの
「税務援助」制度を考えていくべき
なのかを、徹底討論していただい
た。以下にその内容を報告する。

全員確定申告時代に
向けての税務援助
制度改革の課題

（司会・辻村）国民・納税者のプラ
イバシーを守り、個人の自立を促す
ためにも、確定申告制度の拡大は必
要不可欠といえます。しかし、全員
確定申告が前提となれば、税務署に
どっと納税者が押し寄せることにも
なりかねません。そのための対応と
して、これまで討論していただきま
した電子申告制度の導入など、申告
手続きの合理化・効率化が求められ

《討論参加者》

石村耕治（PIJ代表
朝日大学教授）

平野信吾（同運営委員・税理士）

我妻憲利（同事務局長・税理士）

（司会）

辻村祥造（PIJ副代表・税理士）

ているわけです。

一方、これまで源泉徴収と年末調
整で課税が完了していたサラリーマ
ン（給与所得者）は、決められた期
日までに申告書を書いて提出するよ
うに求められることとなります。こ
れまで税務とは完全にアンタッチャ
ブルでいられたサラリーマン（給与
所得者）などにとっては、厄介な作
業だなど取られる可能性もありま
す。しつかりとした税務援助（無料
相談）制度がないと、大量の確定申
告が期日までに完了できないこと
になりかねません。

今回は、こうした点について、税
理士会など各界の対応のあり方、さ
らにはアメリカやカナダなど、原
則全員が確定申告』の諸国での対応
の実情報告などを含め、討論を進め
たいと思います。

自己改革の覚悟がなければ
制度改革はムリ

〔平野〕私は、全員が確定申告する
方向は支持できます。ただ、申告を
しつかりと支援する仕組みができな
いと、辻村さんが指摘したように、
大量の無申告者を生むのではない
か、と危惧します。ともかく、給与
所得者の多くは、いま現在、勤め先
による課税手続きのみで、確定申告
なしでよい仕組みになっています。
いい悪いはともかく、現在の仕組み
を、確定申告を原則とする仕組みに
大転換することについて、大方の給
与所得者は、むしろ面倒だというの
が本音かも知れません。

〔我妻〕確かに給与所得者に「自分
の足で立て」、「自分や家族の税金
の処理を勤め先に依存するのは時代
遅れだ」といっても、大方はピンと
こないのではないのでしょうか。です
から、年末調整は納税者の自由選
択、という線に落ち着くのではない
でしょうか。

もちろん、特定支出控除項目の飛
躍的な拡大、あるいは実額控除、つ
まりサラリーマンにも一般の事業主
と同じ基準で経費控除が認められる
ようであれば、状況は大きく違っ
てくると思います。

東京税理士会の平山会長なども、

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (2)

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (2)

二〇〇〇年の年頭所感で、「国民に信頼される税理士制度の確立を目指す」旨を明らかにしています（東京税理士界五一六号）。もし、「国民・納税者が主役」だとすれば、サラリーマンに対し、余り望んでいないのにもかかわらず、確定申告を強いたり、ひいては税理士に無償の税務援助の拡大を強いることにもなりかねない政策は、あるいは『国民の信頼』にかなっていないのではないかと、と危惧します。こうした点は、どう考えたらよいのでしょうか。

「司会」そう考えると、電子申告制度の導入も、高度情報化社会、税務の電子化をいっています。本当に国民・納税者に歓迎されるのか、疑問になりますね。

「石村」国民・納税者に信頼されることとは、単に大衆に迎合すること、つまり『ポピュリズム（大衆迎合主義）』に徹することとは根本的に違うのではないのでしょうか。

もちろん、大衆迎合主義こそ、政治の原点という人もいますが。

最近話題となっているオーストリアのハイダー前自由党首などは、移民排斥を訴えて国民の支持を広げるという手法をとりました。彼の手法は、ポピュリズムの典型といえるのではないのでしょうか。

また、中央政府や大銀行などをターゲットとし、都政への批判をかわしながら、一気に『裏口増税』を実現しようとする石原都知事のやり方なども、ポピュリズムの臭いがプンプンします。

したがって、電子申告、税務援助など確定申告の拡大をはかるための仕組みをつくるということで、税理士をターゲットとし、『連中は規制にあぐらをかいている』といったたぐいの、一般国民・納税者の反感をおおる形での討論の進め方は避けなければならぬと思います。

「平野」税理士とか、税理士会は、規制にあぐらをかいている、というのが外部における共通した認識なのではないでしょうか。

「石村」どうでしょうか。「規制主義者（regulator）」が日本の資本主義を危機に陥れている」という意見もあります。これには、もちろん反論があります。「もともと日本は、計画経済で、完全な自由競争を基盤とした資本主義などなかった」という意見です。

いずれにせよ、これまでの「役所主導の計画経済」は曲がり角にきているのではないのでしょうか。もし、わが国が、『横並びに安住することなく互いに競い合う社会』を前提と

した資本主義を目指すというならば、現行の税理士法の基本を変えざるを得ない気がします。

「平野」いま保障されている「無償独占」をベースとした制度を、思い切って「名称独占」にしる、というわけですか。

こうした現実には、正面から受け止める必要があると思います。日本だけが、『わが道を行く』というわけにはいかないでしょう。鎖国でもすれば別でしょうが。

「司会」変えるにしても、「名称独占」がいいのか、「有償独占」がいいのか、「国民・納税者が主役」の視点から再検討が求められるのではないですか。

「我妻」先にも触れましたが。税理士の多くは、これまで、税理士業務は、自由な経済社会の中で、お上が認めた資格としてそれを取って一生懸命にやってきたのであり、何の落ち度もない、と信じているわけです。大方の税理士は大きな変化を望んでいないわけです。

むしろ、世界の七つの海を守っている「世界の警察官」たる国が立てた『哲学』が『グローバリズム』の名のもとに押し寄せてくるのに、何で政府は体を張って我々を守ってくれないのか？ 一様に不満をもって

いるのではないのでしょうか。

「平野」しかし、「世界の警察官」が、つまりアメリカでしようけれども、築き上げた経済的な哲学が「常識」になりつつあるのが実情です。

「司会」やはり、アメリカが築き上げた『グローバリズム』が世界秩序として確立してきている以上、こうした流れは無視できないような気がします。ですから、一応、新世紀は、こうした流れが主流になるのではないかと、この前提に立って、これから、本題の「全員確定申告時代に向けての税務援助制度改革」について討論をしていってはいかがでしょうか。

「石村」辻村さん、仕切り直しをしていただいて、ありがとうございました。前提がかなりすっきりしましたので、討論がしやすい環境ができたような気がします。

ともかく、わが国に最優先で求められているのは、既得権益を守ることにあるのではなく、新世紀に向けて自立した国民・納税者が主役となって国作りをしていく体制の確立にあるわけです。税理士会に求められているのは、大きな変化に不安を抱く税理士を説得しつつ、既得権益でがんじがらめになっている様々なシステムを改革するプランを立て、それを実行する力です。税務援助制度

改革も、こういったスタンスで行われる必要があります。

わが国の税務援助制度の基本

「司会」具体的な討論に入る前に、ここで、わが国における税務援助「無料相談」制度について触れておきたいと思います。わが国の制度は大きく、税理士会による税務援助制度、と「臨税（臨時税理士）」の二つに分けられます。前者は『狭義の税務援助制度』とも呼べます。また、と双方の制度は、一括して、『広義の税務援助制度』と呼んでおきたいと思えます。

まず、わが国における税務援助制度の沿革について、少し整理しておきます。

歴史的にみると、税理士会による無料の税務相談は、商工会議所などからの委託を受けて、小規模な納税者を対象に行われたのが、この始まりです。したがって、はじめは税理士会が自発的に実施したものではありませんでした。

その後、税理士会の独自の事業になりましたが、一九八〇（昭和55）年四月の税理士法の改正により、この無料相談は各税理士会が必ず実施するように義務化されました。つまり、改正税理士法は、各税理士会の

会則に「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」（法49条の2第2項8号）を必ず置くように求めたわけでは、

この規定新設の趣旨は、申告書の作成などの税理士業務は幅広く「無償独占」とされていることに起因します。つまり、税理士業務は、ただであつても税理士以外の者は、これを行うことを禁止されていることから、通常の税理士報酬を支払う資力の乏しい零細な事業者など、税理士に依頼したくとも金銭的に難しい場合があることを、考慮したものといわれています。

税務援助は税理士会の義務

日税連（日本税理士会連合会）は、税理士法が改正された同じ八〇年の九月に、会則で、「税理士会は本会の定めるところにしたがい、小規模零細納税者（無償又は著しく低い報酬でなければ税理士に委嘱することが困難な経済的理由を有する者をいう。）に対する税理士の業務に関する施策（税務援助）を実施しなければならぬ」（旧62条・現66条1項）と規定しました。また、「税理士会の会員は、その所属する税理士会が実施する税務援助に従事するように努めなければならない」（旧

62条・現66条3項）とも定めました。さらに、日税連税務援助実施規則なども定められ、所得税の確定申告期における税務相談が援助業務の一環と位置付けられ、今日に到っているわけでは、

援助業務の範囲は、税務相談、記帳指導、税務書類の作成の指導などです（旧63条・現67条1項）。

いわゆる「臨税」制度

それから、もう一つ、税務援助のカテゴリーでとらえられるものとしては、いわゆる「臨税」制度があります。つまり、税理士法50条は「臨時の税務書類の作成等」というタイトルで、国税については国税局長、地方税については地方公共団体の長の許可に基づいて、確定申告の期間につき二ヶ月の範囲以内で税理士以外の者が無報酬で申告書等の作成やこのための税金計算に関し相談に応じる事務に従事するための申請ができることとしています。もっとも、許可が得られるものは、自治体の職員や、民法法人（社団法人、財団法人）、農協、漁協、事業協同組合、あるいは商工会（政令14条）などの役員や職員に限られています。すでに触れたように、『広義の税務援助制度』は、税理士会による無

料相談制度（狭義の税務援助制度）と、この「臨税」の二つを含むものと見ることが出来ます。

ところで、税理士会による無料相談については、その実績は、各税理士会により異なると思えます。東京税理士会（東京会）はどういった状況なのでしょう。

（我妻）東京会は、無料相談を、法制化される以前の一九七四（昭和49）年三月から行ってきました。

一九九八年度を例にしますと、延べ八千四百五十五人の会員税理士が協力し、九万二千七百十八件の相談に応じています。税務援助実施規則に従い、税理士が関与していない白色の事業所得者（譲渡所得がある納税者を除きます）で、前年分専従者控除前の所得金額が三百万円以下の納税者を中心に、確定申告の無料相談をしています。

それから、「臨税」については、東京会は、縮小・廃止していきたい、という考えが強いといえます。

（平野）東京会に限らず、一般に、税理士会は、税務援助の着実な実施と引き換えに、ずうっと「臨税」の廃止の働きかけを行ってきています。このため、表向き、「臨税」の数、とくに農協職員がなる数は、以前に比べ、かなり減ってきています。

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (2)

制度改革の方向性は？

「司会」現在は、税務援助制度の中で義務化されているのは、二月中旬から三月中旬の「所得税確定申告期における税務相談」に限られていません。しかも、対象者も限定されていません。この点、全員確定申告時代に向けて、この制度を改革するとすれば、どういった方向が考えられるのでしょうか。

「石村」大きく分けて、二つの方向性が考えられると思います。

一つは、現行の税理士業務の「無償独占」の仕組みを維持したまま、税理士会の税務援助事業を、広く国民・納税者一般を対象とするように、主婦やサラリーマンの還付申告などを含め飛躍的に拡大する方向性。この場合、あわせて「臨税」の拡大も一案。

もう一つは、現行の税理士法を改正し、税理士業務の「有償独占」化を断行し、税務援助事業は広く各界、各種団体などに開放する方向。

「平野」私は、前にも言ったように、全員確定申告時代を迎えるという前提でしたら、むしろ税理士業務の「有償独占」化を進めるべきだと考えています。もちろん、有償独占にした後も、税理士会が、役所や各種業界の意見に左右されることな

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (2)

く、社会的貢献の立場から、あるいは国民の納税者意識の向上をはかる見地から、いわゆる「ボランティア」として、独自に無償の税務相談を継続・拡大していくのは好ましいことだと思います。

確かに、ミクロ的にみれば、現行の「無償独占」を死守するという点で、税理士会が両手を広げて、できるだけ幅広く押さえていこうというのも一案でしょう。しかし、全員が確定申告ということであれば、税務援助事業は税理士会だけで手にならないのは目に見えています。大洪水に、人海戦術で土のうを積み形で臨むのか、河川の改修など抜本的な対策で臨むのか、逃げることなく、この課題には正面から立ち向かう必要があるのではないのでしょうか。

「我妻」いずれにしても、全員確定申告時代における主役は国民・納税者です。したがって、税務援助制度のあり方は、税理士会だけの課題ではないように思います。むしろ、すぐれて国民的な課題だと思います。

アメリカの税務

援助制度を点検する

「司会」現在、年末調整がなく、全員確定申告が原則であるアメリカに

おける税務援助（無料相談）制度はどうなっているのでしょうか。石村代表、ご教示願えればと思います。

「石村」まとまった説明をするには、かなりの時間が必要なのですが…「司会」それでは、税務援助の沿革などは省いて、アメリカにおける税務の職業専門家の制度などに関連させて、整理した上で必要なところをご教示ください。

「石村」分かりました。アメリカにおける連邦個人所得税の確定申告の無料相談制度は、大きく二つに分かれています。

アメリカの場合、無料の税務援助プログラムは、税金の職業専門家団体ではなく、連邦課税庁（IRS Internal Revenue Service）が基本計画を練って、様々な民間機関が税金の職業専門家でない一般人のボランティアの協力を得て、運営・実施する仕組みになっています。

「無料所得税援助（VITA Volunteer Income Tax Assistance）プログラム」がその一つです。これは、低・中所得者、とりわけ高齢者、障害者、学生、英語がうまくない人などに対して、所得税の確定申告書の作成を支援するプログラムです。会社やパートナーシップも利用できますが、給与所得者や従業員の

いない事業所得者などが、プログラム利用者の中核を占めています。

もう一つは、「高齢者向け税務相談（TCE = Tax Consulting for Elderly）プログラム」です。これは、六十歳以上ひとを対象に、無料で所得税の確定申告を支援するプログラムです。

今日、VITA、TCE、いずれのプログラムについても、文書申告はもちろんのこと、電子申告（e-file）でも対応が可能になっています。電子申告で対応してもらっても、無料です。

「司会」するとアメリカでは、税金の素人がボランティアとしてプログラムに参加し、協力するわけですか。

アメリカの税務援助は
ボランティア活動のひとつ

「石村」VITA、TCE、いずれも、連邦の課税庁（IRS）が基本的なプログラムを企画しているのですが、実施する主体は、各州の課税庁、自治体、大学の学部や学生自治会、全米退職者連盟（AARP = American Association of Retired Persons）などのNPO（非営利組織）、その他さまざまな団体や機関です。

プログラムに参加するボランティア

アは、IRSが募集し、講習を受けテストに合格する必要があります。もつとも、受講資格は、読み書きができることか、車の運転ができるかあるいはプログラムの実施会場までの交通手段が確保できているか、算数の心得はあるか、さらには申告書の作成、商売ないしは保険の取扱いの経験があれば、なお可、といった具合です。一方、講習では、申告書や別表の書き方などを中心に、控除額や税額の算定に到るまでのプロセスについて幅広く学ぶことになっています。一般には、『還付申告の仕方』に力点が置かれています。「我妻」大学生もボランティアとして参加しているようですが、大丈夫なのでしょうが。

「石村」大学の学生自治会が主催してVITAプログラムを実施しているケースも数多くみられます。ただ、学生ボランティアの場合は、会社やパートナーシップなど複雑なものについては取り扱えないことになっています。また、実施主体が、学生自治会などの場合、学部の会計や税法の教員が付き添ったり、近隣の会計事務所から公認会計士(CPA)がボランティアで参加しているケースもあるようです。また、大学によっては、学生がこのプログラムにボランティアとして参加す

ば、単位を認定しているところもあります。

わが国の場合、税理士業務が「無償独占」ということもあり、ある意味では、税金の申告は職業的なプロでないとできない、といった『神話』に引きずられる傾向がなきにしもあらず、といえます。これに対して、後に詳しく触れるように、アメリカの場合、無償で他人のために行う申告書の作成などについては、こうした政府規制はありません。

国民的な最大の義務の一つである『納税の義務』の遂行において、広く各層が協力するのは当然だとする視点からすれば、アメリカのように、むしろ学生が無料の税務相談や申告書の作成に関わることは望まれているのではないのでしょうか。わが国においても、多くの大学の法学部で、市民を対象とした無料法律相談を学生主体で行っています。弁護士業務が「有償独占」であることに起因するのでしようが、逆に、わが国における大学での税法の教育に問いかけられているものは何か、が見えてくるような気がします。

「司会」これらのプログラムの利用者はどれ位なのでしょうが、

「石村」手許に最新の正確な資料はありませんが、九九年度にVITAプログラムで処理された申告書が、全米で二千〜三千万件の間と見られています。VITA、TCE、双方のプログラムは、全米の各地で、各種の機関や団体と協力して、公民館、図書館、教会、商店街、その他の公共的な場所で開催されています。通例、期間は、毎年一月末か二月初めから四月十五日(申告期限)まで、予約なしで来場した順番で、申告書の作成・相談に乗っているようです。

ただ、過疎地域での開催が限られていたり、ボランティアを活用することから、毎日の夕方と土曜日だけといったケースもあり、利用者からの苦情もあるようです。

通例、有料のH&Rブロック社などの商業的な申告業者を利用すると申告書の作成料だけで二十五ドル、六十五ドル程度を取られます。これに対し、VITA、TCEのプログラムは、ほとんどが還付申告に対応する程度のもですが、無料です。

低所得者や高齢者で所得が限られている者にとっては、とても好評なようです。

アメリカにおける
税の職業専門家と税務援助

「司会」大変に基本的な質問で申し訳ないのですが、アメリカの税金の

職業専門家との関係で見ると、VITA、TCEプログラムに参加するボランティアは、どういった地位にあるのですか。

「石村」アメリカの場合、税金の職業専門家としては、公認会計士(CPA)、弁護士(Attorney-at-Law)、登録税務士(EA-Enrolled Agent)などを挙げることができません。これらのうち、とは、各州への資格です。これに対して、は連邦(国)の資格です。

これら、のほか、アメリカには、納税申告書を有料で作成することを主な業務とする『Tax Return Preparer (TRP)』という名称の職業の人がおります。わが国では、「納税申告書作成者」とか「納税申告書準備者」と訳されています。

TRPという職種は、一九七六年の連邦の法律で作られたものです。、の専門職の場合は、試験あるいは審査に合格して初めて資格が与えられるわけです。これに対して、TRPつまり「納税申告書作成者」の場合は、所得税の納税申告書の作成を有料で行うなど一定の法定要件に該当しますと、この職種に分類され、法律上の義務を負わなければならないことになっています。

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (2)

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (2)

もちろん、あるいは などの専門職の者も、法定要件に該当しますと、TRPに当たることになります。

一九七六年に所得税の納税申告書作成の商売が規制されました。それ以前は、お金をとって納税申告書を作成したとしても、その者は、申告書にサインする必要はありませんでした。このため、ごまかしの申告書が作られても、IRSがその作成元を追跡するのに困難を極めることが多々ありました。

脱税請負コンサルタントのような申告書作成人が横行するようでは、社会的にも問題となります。そこで、七六年の規制立法で、お金をとって他人の所得税の申告書を作成し、一定の要件に該当する者を、「TRP (納税申告書作成者)」というカテゴリーに囲い込み、政府「行政」規制を加えることにしたわけです。TRP規制の対象となる者には、作成した申告書へのサイン、その申告書のコピーの保存、顧客リストの作成・保存などを義務付けるとともに、ごまかしの申告書を作成した場合などには処罰することにしたわけです。

「平野」ということは、アメリカの場合、簡単にいえば、他人の申告書の作成、あるいは税務相談は誰がやっても

いい。しかし、お金をとって業としてやるときにはTRPとして法規制を受ける、ということですね。

「司会」ということは、VITAあるいはTCEといった無料援助プログラムに参加するボランティアは、先に触れたわが国の税理士法50条にいう「臨税」に近いように見えるのですが、どうなのでしょう。

納税者保護のために
つくられたTRP規制

「石村」これからお話ししようとしていたところです。七六年法は、その後、内国歳入法典 (IRC=Internal Revenue Code) 七七〇一条(a)(36)及び所得税規則 (Income Tax Regulations) 第三〇一七七〇一15として編成されていますが、一応、ここでは七六年法としておきます。

七六年法は、どういった場合にTRPに該当しないか、つまり法規制についての『適用除外』規定を置いています。主な適用除外例を挙げて見ましょう。例えば、所得税以外の税目、つまり贈与税や遺産税、個別消費税などの申告書を他人の求めに応じて作成する者、税務職員 (IRS) が公務として遂行する業務、さらには無償で行われる所得税の申告書の作成などがあります。

また、VITAやTCEのプログラムのもとで行われる税務援助なども、法令ではつきりと適用除外とされています。したがって、VITAやTCEプログラムに参加するボランティアは、TRP「納税申告書作成者」として規制を受けることはないわけです。

「司会」わが国の「臨税」との対比で見ると、どうなのでしょう。

「石村」先ほど平野さんから指摘があった、アメリカの税務援助制度はわが国の「臨税」に近いのでは、という点についてですね。

ご存知のように、わが国の場合、政府規制により「税理士」という専門職を作り、その専門職に民間の税務の支援業務を「無償独占」させる政策を取っているわけです。そして、こうした政策を実施・継続させることの一環として、「臨税」も制度化されているわけです。

これに対して、アメリカのTRP「納税申告書作成者」規制の仕組みは、政府規制によって税務の専門職を作ろうという趣旨ではないわけです。むしろ、所得税に限定した形で、虚偽申告の防止やお金を払って申告書の作成を求める消費者である納税者の保護対策をねらいとしている面が強いわけです。

したがって、VITAやTCEプログラムに参加するボランティアを、直ちにわが国の「臨税」に相当すると見ることに疑問があります。平野さんがいうような形で日米対比も可能のように見えるのですが。

「平野」分かりました。ちなみに、わが国の場合も、国税職員や地方税職員が行う、税務書類の作成・税務相談は、税理士業務に該当しないとされています (税理士法基本通達第1)。この規定は、「無償独占」の見直しを考えていく場合の一つのヒントとなるものといえます。

「司会」ところで、TRP「納税申告書準備者」に該当する者の人数は分かりませんが、それから、どれ位の申告書を作成しているのですか。

「石村」最近の数字はつかんできません。H&Rブロック社のようなTRPに該当する巨大な法人もあれば、零細なCPAでTRPに該当するものもあります。

TRPに該当し、規制の対象となるものは、二十五万〜二十六万程度で、総体で五千万件位の所得税の申告書を作成していると見られています。これは、申告者総数の三分の一程度に当たるとはでしょうか。この辺の数字は、自信がありません。

で、余り信用しないで下さい。ヒマを見て、しつかり調べて見たいと考えています。

「我妻」わが国でも、アメリカなどにならって、給与所得者に対し、事業所得者とはほぼ同じ水準で実額控除を認めたと、確定申告させたら、どういふことになるのでしょうか。

税務援助制度に大きな変化がないとすると、大変なことになりますね。

「石村」いわゆる『にせ税理士』探しが、税理士会最大の『仕事』になったりして「笑い」。税理士会が『探偵団』みたいになるのはいただけません。やはり、税理士会は国民・納税者の方に顔を向けて税務援助制度を考えないと、しつぺ返しを食うかも知れませんね。

「平野」税理士と国民・納税者との距離がますます開いてしましますね。税理士会には、税理士法では「無償独占」がルール、「税務書類の作成」は無資格者には絶対に認められない、とかいつている規制主義者がかつ歩する風土があります。この風土をどう変えていくのが、大きな課題のような気がします。

「臨税」の拡大という方向性も考えられますが、やはり「有償独占」化の方向性を志向しない限り、全面的な対応は難しいのではないのでしょうか。

アメリカのNPO による税務援助の実態

「司会」それから、アメリカではNPO（非営利組織）が、VITAとかTCEの無料税務援助プログラムに積極的に協力し、実施していることでした。その実態はどのようなのでしょうか。

「石村」先ほど触れたAARP（全米退職者連盟）の場合を紹介してみよう。

アメリカの資本主義社会構造は、「小さな政府、大きなNPOセクター」で成り立っています。つまり、第一セクターとも呼ばれる「政府（行政）部門」はできるだけ小さくする。そして、その分を、第二セクターである「営利企業部門」はもちろんのこと、第三セクターである「民間営利（NPO）部門」に委ねる、といった「哲学」をベースに構築されています。

例えば、アメリカには文部省に相当する役所はありません。その代わり、各種の評価機関（NPO）があります。そこが、いわば『レストランの評価』のように、『三つ星』、『五つ星』とか、学校や大学の各付けをやっていくわけです。わが国でも、例えばアメリカのような形で大学の評価をやるということ

で、財団法人大学基準協会が作られています。しかし、文部省という役所がなくならないどころか、その協会は『役人の天下り先』と化しているだけです。

一般に、第三セクターは、企業や行政から自立すべきであると言う趣旨で、『独立セクター』と呼ばれます。ところが、わが国の場合は、『行政補完型セクター』となっていてしまっているわけです。その背景には、わが国のNPOの多くは、役所からの補助金に依存し、『官益団体』化してしまっている実情があります。アメリカのように、幅広い国民・納税者の寄付に支えられている『民益団体』でないことも大きな原因といえます。

アメリカの場合、NPOセクターに行われる寄付は、一九九八年ペースで、千七百五十億ドルを超えます。国家予算の二割の額に相当します。日本円に換算したら、十八兆円を超える額になります。言い換えると、巨額の公的資金（税金）が寄付金控除を通じて、NPOセクターに注入される仕組みになっているわけです。こうした巨額の資金を使っている、ありとあらゆる分野で様々なNPOが活動しているわけです。できるだけ行政に依存しないで市民の問

題は市民の力で解決をはかろうとする傾向の強いのがアメリカです。何でも行政に依存したがるわが国の国民性とは対照的といえます。

ともかく、アメリカは、「小さな政府」を「大きなNPOセクター」でカバーする社会構造にあるわけです。これが、『NPO大国』と言われる理由ですが、NPOの中には、規模的にも、わが国のものとは比べものにならないものも多くあります。

これからお話しするAARP（全米退職者連盟）も巨大なNPOの一つです。会員三万一千人を超え、その組織は全米にはりめぐらされています。年金や高齢者福祉、税制上の支援措置などの面で様々な政策提言を行い、強い政治力を持つ団体です。

とくに、ワシントンD・Cにある傘下のNPOである「高齢者向け立法協議会（Legal Counsel for Elderly Inc）」は、政策提言団体（advocacy organization）として連邦議会に対し積極的なロビイング（政治的な働きかけ）を行っています。

AARPが幅広い支持を得ている背景の一つに、独自の「税務援助（Tax-Aid）プログラム」を大々的に展開し、大きな成果をあげていることがあります。AARPの税務援助プログラムは、連邦課税庁（IR

どう変わる、新世紀の納税環境と税制 (2)

S)のTCE「高齢者向け税務相談」プログラムの実施をかねて、IRSとの特別の協定に基づいて実施・運営されています。

Tax-Aidプログラムの実施母体は、AARPの傘下にある「AARP財団(AARP Foundation)」です。この財団は、一九六八年に創設されました。わが国でいう、いわゆる『特増法人』(アメリカの税法では「パブリック・チャリティ」(public charity)と呼ばれる)の認定を受けています。

したがって、この財団に対する寄付は、個人の場合には所得の五十%まで控除ができます。この財団は、いわゆる『資金供給団体』の役割を果たしているわけです。AARPが運営しているTax-Aidプログラムを含む、数多くの高齢者向けのプログラムに対して資金提供を行っているわけです。ちなみに、AARP自体は、ロビイングなどの政治活動を行っていることから、税法上の制限にひっかかり、AARPに寄付したとしても寄付者は所得控除を受けられません。

〔司会〕AARPの税務援助(Tax-Aid)プログラムの実施状況についても触れて下さい。
〔石村〕分かりました。AARPのTax-Aidは、一九六八年に始まりまし

た。毎年、全米一万余人以上で、AARPの会員三万一千人と数多くのボランティアを動員し、二月一日から四月十五日までの確定申告期に実施されます。二千七百万件を超える六十歳以上の納税者に対する確定申告書の作成、さらには申告書の電子送達を手掛けています。

また、Tax-Aidプログラムでは、納税申告書の作成に加え、各種の高齢者向けの税務相談にも応じる仕組みになっています。寝たきりの高齢者に対しては自宅や施設を訪問して、税金の無料相談に応じる体制をとっています。さらに、Tax-Aidプログラムに参加したボランティアに対しては、この活動のために出費した交通費、通信費、食事代などについて、AARP財団が資金を提供し、実費弁償することになっています。

〔我妻〕何か、『にせ税理士』対策とか、政府規制を武器に勝負しようとして頑張っているわが国の税理士界は、もう少し『哲学』をもって、考え直す必要がありそうですね。

また、高齢者対策といえば、介護保険だ何だと、第一セクターである政府・行政の顔より見えてこないわが国とは大きく異なりますね。アメリカの場合、市民・納税者が自立するための強力なNPOを持ち、小

さな政府」の実現に果敢に挑んでいるわけですね。まさに、「小さな政府」と「大きなNPOセクター」が表裏一体であることが分かる典型的なケースですね。

〔平野〕わが国の場合、高齢者対策に当たっては、どちらかといえば、施設などハードの面が重視され、税務・法律相談などソフトの面がおろそかにされる傾向が強いのかも知れませんね。

〔石村〕多分、AARP(全米退職者連盟)は、高齢者の地位向上、自立するための支援、そのためのロビイングをする団体としては、世界最強のNPOの一つに数えられるのではないかと思えます。

もちろん、AARPは高齢者のごとばかり考えているのではないかと、この批判があるのも事実です。ただ、AARPをみて、アメリカのNPOがすべてこういった感じだと思われては困ります。我々PIJのような弱小のNPOも数多く存在するわけです〔笑い〕。

カナダの税務

援助制度を点検する

〔司会〕アメリカの税務援助の制度や

実情はよく分かりました。お隣のカナダの制度はどうなのでしょうか。

〔石村〕カナダの税務援助制度は、アメリカのVITA(無料税務援助)プログラムにとっても近いものです。

「コミュニティ無料所得税(CVIT=Community Volunteer Income Tax)プログラム」と呼ばれ、カナダ国税庁(Revenue Canada)により企画・運営されています。三十年近い伝統を持つプログラムです。

CVITプログラムは、低・中所得層、高齢者、学生、移民などの人々を対象に、連邦所得税の確定申告書の作成を無償で支援する制度です。過去八年で、このプログラムに参加したボランティアにより作成された申告書は、千五百五十二万件を超えています。

カナダ国税庁は、毎年、定期的にこのプログラムに参加するボランティアを募集しています。また、各種団体に対し、CVITプログラムの実施主体になるように呼びかけを行っています。

〔司会〕カナダの職業専門家の業務との関係はどうなのでしょうか。

〔石村〕カナダにおいては、各種の有資格会計士(CA、CGA、CMA)と弁護士が税金の専門職となっています。詳しくは、CNNニュー

ズ九号所収の「各国の電子申告（二）カナダの制度と現状」（一九九七年一月）を参照して下さい。

税務訴訟代理を弁護士が独占していることを除けば、税務代理や税務相談、納税申告書の作成は、双方の専門職が行っているようです。わが国の税理士、アメリカのEA（登録税務士）のような専門職は存在しません。

「司会」いずれにせよ、これらの専門職は、「無償独占」という形では認められていないわけですね。

「石村」そうですね。給与所得者も広く実額控除ができます。したがって、全員が確定申告するのが前提となっています。また、こういった納税の仕組みのもとで、カナダの無料税務援助プログラムは展開されているわけです。

もちろん、一般の納税者は、小額の料金を払い、所得税の納税申告書の作成を代行する「納税申告書作成者（TRP=Tax Return Preparer）」を広く利用しています。これは、アメリカの場合と同様です。アメリカで記帳代行や納税申告書の準備・作成をビジネスとするH&Rブロック社は、カナダでも広く事業展開をしています。

わが国の

制度改革の着地点を探る

「司会」TRP（納税申告書作成者）というカテゴリーの該当する職種は、いわば有料の納税申告援助業ととらえればいいのでしょうか。

「石村」すでに触れたように、カナダやアメリカでは、原則としてすべての納税者が所得税の確定申告をするわけです。確定申告が大量ということもあります。無申告者を出さないようにするためには、無料、有料を問わず、大量の税務援助者が必要とするわけです。考え方にもよりますが、有料で税務援助を行う者がTRPであると見てもいいでしょう。

「司会」難しい判断業務に専念する弁護士や公認会計士などの職業専門家とは、違った存在なわけですね。

「我妻」いずれの国においても、納税は国民にとって最大の義務の一つです。アメリカ、カナダのような国においては、この国民の義務の遂行にあたって、広く各界、各層が密接に協力していくことは当然なわけですね。この場合、税金の職業専門家以外の者が協力してはいけないとするのか、あるいは、そうした規制は不合理なものと考えべきものなのか。

か。わが国における現行の税務援助制度改革の争点は、少しはつきりしてきたような気がします。

「平野」そうですね。わが国が全員確定申告をする方向に進むとすれば、税務援助制度をどのように「国民・納税者が主役」となる仕組みに改革していくかが問われているわけです。

「石村」おっしゃるとおりです。「全員確定申告」を前提とする制度のもとにあつては、ともかく、有料、無料を問わず、いかに数多くの確定申告の援助者を提供していくかに、制度改革の力点が置かれる必要があります。この場合、税理士法を改正して、「有償独占」化の道が最良の解決策との結論になるのかも知れません。それがだめだとすると、あるいは今の税理士界が考えているのとは逆に、「臨税」の大掛かりな拡大を志向せざるを得ないのかも知れません。

いずれにせよ、税理士業務の「無償独占」を維持する一方で、「臨税はいらない」といった主張をすることは、国民・納税者の自立を促し全員に確定申告権を認めようという時代には、なじみにくい考えだといえます。これでは、税理士は主役になれても、国民・納税者は主役になれ

ません。

「司会」これまでの討論を通じて、わが国における税務援助制度改革の方向性が、おぼろげながら見えてきたような気がします。

個人的な意見をいわせてもらおうと、来るべき時代に向けて、「無償独占」を死守しようとする一方で、税理士による税務援助や「臨税」を地すべりのに拡大する形で対処する方向に行くのか、あるいは「有償独占」に移行し、サービスの「質」の面での自由競争の中で生残りをかける方向でいくのか、税理士会は難しい選択を迫られてくるように思えます。個人的には、後者の道を求めていきたいと思えます。

ありがとうございました。

特別寄稿 課税最低限の問題

福重利夫（税理士・東京）

民主党は課税最低限引き上げを公約にしている。この原稿が掲載される頃には総選挙の結果が判明しているのであるが、有権者の判断はどうか。下されているのであるか。

課税最低限については、従来から議論されてきているところであるが、課税最低限の基準を明確にしないままに引き上げることが少なくない。外国との比較においてはさらに不明確といえる。

所得課税（納税）は、次のとおりである。

収入金額 必要経費¹ 所得金額
 所得金額 所得控除額² 課税所得金額
 課税所得金額に税率を適用³ 算出税額
 算出税額 税額控除額⁴ 納税金額

さて、課税最低限の金額はどれを基準にしているのだろうか。民主党は夫婦子供二人の給与所得者の場合、年収三六〇万円としている（日本経済6・21）。そうすると、収入金額を基準にしていることから、明らかに間違いである。また、給与所得を例に掲げていることから、給与

所得に特有の給与所得控除額の引き下げを念頭においているように一見思えるがそうではあるまい。深く考えていないだけである。

外国との比較において、米国内四五万円、英国一三三万円、フランス二九四万円より日本より低いとしている（同紙）。

しかし、外国とは税制が違っているのであるが、この違いをどのように調整したか明確ではない。

おそらく、これらのデータは政府税制調査会事務局の資料からであろう。重要な政策決定において、その前提となる事実を十分に分析・吟味をしないことは、重大な誤りといえる。

しかし、税理士会にも重大な責任がある。税理士会は毎年、税制に関する意見書を作成して各界に示しているが、また不十分である。各国の課税最低限の現況については、税理士会において客観的に示すことができるのであるから提示すべきである。

課税最低限の内容を少し検討してみよう。

課税最低限は、通常課税標準額がゼロになる所得金額である。税額控除が有るので、これでは不正確といえるが今は問わないことにする。

所得控除は、雑損控除から基礎控除まで一五種類ある。

所得控除金額は、納税者の事情によりかなりの幅が出る。そこで、標準世帯を想定して判断するのは間違いとはいえない。しかしながら、課税最低限というには、課税最低限を示し、標準世帯のそれは、「標準世帯課税最低限」と明示すべきである。

ちなみに、本邦の課税最低限は基礎控除額と同一になり、平成十一年分は三八万円にすぎない。標準世帯の家族構成を、専業主婦（夫）、年少扶養親族一人、特定扶養親族一人とすると、人的所得控除額合計は二二五万円となる。すなわち、標準世帯の課税最低限は二二五万円である。

この金額を給与所得控除後の金額とする給与収入金額は三四七万二千円であり、これでも民主党のいう三六八万円にはならない。社会保険料も所得控除額に入れているのである。

これらの金額は、生活最低費と比較してどうであるかというまでもないことである。また、都会と農村とは必要生活費に格段の差がある。たとえ、三六八万円を課税最低限だとしても、都会において、想定標準世帯がどのようにして生活していけると

いっているのであるか。また、人的構成が同じであっても、ローン残債のない自宅所有者と、自宅賃借人またはローン返済中の者とは、所得の実質が違っているのである。

これらの要素は課税最低限を判断する場合において無視できない違いである。

諸外国と比較するには、為替レートはもちろんのこと、貨幣の購買力、所得控除、税額控除の違いをも調整しなければ間違いである。

日本は、生活に必要不可欠の食・住宅費用が高いのである。

議論するには、このように議論の対象を明確にしなければならない。これを明確に示してやることも、前述したとおり税理士会の重要な役割と考える。

東京税理士会は、対外広報活動担当部所として、広報室を設置している。このような事実問題の意見調整はほとんど不要であるので、積極的に、機動的に広報することができるとは思えない。

本コラムは税界展望第三二四号（二〇〇〇・五・二五）より転載

PIJ活動状況報告書報告 (1999/4~2000/3)

21ページより続きます。

99.6.23	創価学会幹部と背番号法案で意見交換	東京,石村代表
99.6.26	新宗連と背番号法案で意見交換	東京,石村代表
99.6.30	CNNニュース 19号 発行	PIJ編集部
99.7.12	NHK解説委員と背番号法案の件について打合わせ	帝国ホテル,石村代表
99.7.12	研究会「税務調査の民営化を考える」発表	グランド 赤川(名古屋),石村代表
99.7.16	朝日新聞・プライバシー問題で取材	グリーンホテル(水道橋),石村代表
99.7.17	NHK・BS討論「住民情報のネットワーク化は必要か」に出演	渋谷NHK,石村代表
99.7.21	PIJ運営委員会	PIJ事務局,運営委員
99.7.24	租税手続法研究会「KSKの課題」講演	名古屋観光ホテル
99.7.28	背番号反対市民シンポ参加	星陵会館(東京),石村代表
99.7.30	大阪弁護士会主催・背番号反対集会へパネラー出演	大阪弁護士会館,石村代表
99.8.3	月刊『世界』・背番号問題で取材	帝国ホテル,石村代表
99.8.17	NPO問題で宮城県・仙台市と意見交換	宮城県庁,仙台市役所,河村,我妻 石村
99.9.3	東京税理士会主催「NPO支援税制のあり方を考える」講演	東京税理士会館
99.9.13	朝日サイエンス関連・背番号問題取材	朝日大学,石村代表
99.9.14	名古屋税理士会主催「電子申告を考える」講演	名古屋税理士会館,石村代表
99.9.30	PIJ運営委員会・研究合宿	湯河原ふきや,運営委員
99.10.1	論文「国民総背番号制・国民皆登録証携帯制への道を開いた住基法改正」	法学セミナー538号,石村代表
99.10.4	CNNニュース 20号 発行	PIJ編集部
99.10.21	国税通則法改正打合わせ	議員会館河村事務所,石村,辻村
99.10.21	「介護保険とプライバシー問題」武蔵野市でヒアリング	東京・武蔵野市,石村,河村,北角
99.10.25	東京税理士会「電子申告」講演	東京税理士会館,石村代表
99.10.28	租税手続改革打合わせ	議員会館塩崎事務所,石村河村
99.11.11	名古屋税理士会関支部「もう一つの納税ルートを考える」講演	関市民会館,石村代表
99.11.11	消費者大会にて「住民基本台帳法改正について」報告	飯田橋セントラルグランド,辻村副代
99.11.13	租税手続法研究会「電子申告の課題」講演	三の丸会館(名古屋),佐々木
99.11.19	NPO支援税制について法制局との打合わせ	議員会館河村事務所,石村代表
99.11.26	PIJ運営委員会	PIJ事務局,運営委員
99.12.10	背番号廃止市民集会出席	衆院第1議員会館第4会議室
99.12.12	社会理論学会「国民総背番号制・国民登録証制への道を開いた住基法改正」研究発表	専修大学神田校舎,石村代表
00.1.5	CNNニュース 21号 発行	PIJ編集部
00.1.5	背番号廃止法案で打合わせ	議員会館河村事務所,PIJ
00.1.10	政府 個人情報検討部会の「中間報告」に対する検討会	辻村事務所,PIJ
00.1.20	名古屋税理士会熱田支部「規制緩和と税理士」講演	熱田神宮会館
00.1.21	講演 名古屋税理士会情報基盤整備委員会「税理士主導の電子申告のあり方」	名古屋税理士会館,石村代表
00.1.25	主婦連合会「住民基本台帳法改正とプライバシー」講演	主婦会館,辻村副代
00.1.27	電子申告議員立法で打合わせ	議員会館河村事務所,石村,辻村
00.1.28	個人情報保護市民連絡会・集会出席	衆院第1議員会館,PIJ
00.2.14	PIJ運営委員会	PIJ事務局,運営委員
00.2.19	朝日新聞・NPO法制・税制で取材	朝日大学,PIJ
00.2.21	中部電力広報部・NPO問題でコンタクト	名鉄ニューグランド 赤川,石村代表
00.3.4~3.19	石村代表・オーストラリア視察	ボンド大学,石村代表
00.3.30	PIJ運営委員会	PIJ事務局,運営委員

PIJ二〇〇〇年三月までの活動報告(続き)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋 正美
 Published by
 Privacy International Japan (PIJ)
 IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590
2000.08.15発行 CNNニュースNo.23

入会のご案内
 入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)。
 年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
 (ともに年間購読料3,000円含む)

NetWorkのつぶやき
 ・総選挙後の新内閣、相変わらず派閥の論理と党利党略に明け暮れ、百年の大計どころか来年の景気も金融状況も提示できない。まさに政権担当能力はゼロ。だからこそ役人が次々と悪法・悪政を実現できるのか。(T)